

個人課税関係

平成 25 年版 誤りやすい事例
(所 得 税 法)

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【1 非課税】</p> <p>1-1 心身に加えられた損害に対して支払いを受ける損害賠償金のうち、業務に従事することができなかったことによる収益の補償として受けるものは、収益補償であるから非課税ではないとした。</p> <p>1-2 労働者災害補償保険の給付金を収益補償として収入金額に計上した。</p> <p>1-3 平成25年中の税制適格ストックオプションの権利行使価額の合計額が1,200万円を超える者に対して、一律に1,200万円までは、権利行使時の経済的利益について、所得税が課されないとした。</p>	<p>1-1 心身に加えられた損害に対して支払いを受ける慰謝料その他の損害賠償金（これらに類するものを含む。）については非課税であり、この損害賠償金等には、その損害に基因して勤務又は業務に従事できなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものも含まれる（所法9①十七、所令30①一）。</p> <p>1-2 特別法の規定により非課税となる所得がある。 (1) 労働者災害補償保険の給付金 (2) 被災者生活再建支援金 (3) 雇用保険の失業等給付（求職者給付・就職促進給付・教育訓練給付・雇用継続給付）など</p> <p>1-3 税制適格ストックオプションの年間の権利行使価額の合計額が1,200万円を超えることとなる場合には、その超える部分の金額が税制非適格となるのではなく、超えることとなった取引全体の金額が税制非適格となる（措法29の2①ただし書）。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p align="center">400万円</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p align="center">600万円</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p align="center">300万円</p> </div> <div> <p>-----1,200万円</p> <p>※ 1,200万円を超えることとなる400万円の権利行使分については、税制非適格ストックオプションに該当し、権利行使時の経済的利益に課税される。</p> <p>※ 権利行使価額の合計額のうち1,200万円を超える100万円だけが課税されるのではない。</p> </div> </div> <p>年間の権利行使価額の合計額 1,300万円</p> <p>1-4 固定資産の損失に対する損害賠償金を事業所得の総収入金額に算入した。</p>
<p>【2 所得の帰属・納税地】</p> <p>2-1 未分割の相続財産から生ずる不動産所得について、法定相続分で申告したが、後日、法定相続分と異なる遺産分割が行われた場合は、相続時に遡及して是正しなければならないとした。</p>	<p>2-1 未分割の相続財産（不動産）から生ずる収入は、遺産とは別個のものであって、法定相続人各人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものであるから、その帰属につき、事後の遺産</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>2-2 A市に住所を有する納税者甲（会社代表者）が、B市に所在する不動産を自社に賃貸している。 甲の収入は役員報酬と自社からの賃貸料収入であるが、納税地をB市とした。</p> <p>2-3 不動産所得のある会社員が出国したが、納税地を納税管理人の住所地とした。</p> <p>2-4 不動産所得のある会社員が2年間の予定で外国勤務となり出国したが、納税地を貸付不動産の所在地とした。 なお、家族は引き続き居住している</p> <p>2-5 納税者が死亡したため、その相続人の住所地を被相続人の準確定申告の納税地とした。</p>	<p>分割の影響を受けることはない（平17.9.8 最高裁判決）。 なお、遺産分割確定日以後の不動産収入についてはその遺産分割による相続分により申告することとなる。</p> <p>2-2 納税地は、原則として住所地とされ、事業所を納税地とする場合は、住所地及び事業所の所在地双方の所轄税務署長に対して、その旨を記載した届出書を提出しなければならないが、賃貸物件の所在地は、事業所とはならない（所法16②、④）。</p> <p>2-3 出国する者の納税地は、納税者が国内に住所を有しなくなった時に納税地とされていた場所等であり、納税管理人を定めた場合でも、納税管理人の住所地が納税地とならない（所法15三～六、所令53、54）。</p> <p>2-4 出国する者の納税地は、家族等がその地に引き続き居住している場合には、納税者が国内に住所を有しなくなった時に納税地とされていた場所である。 ただし、家族等がその地に引き続き居住しないときには、不動産所得の基因となる不動産の所在地が納税地となる（所法15四、五）。</p> <p>2-5 死亡した者に係る納税地は、その相続人の納税地ではなく、死亡した者の死亡時の納税地である（所法16⑥）。</p>
<p>【3 利子所得】</p> <p>3-1 知人又は会社に対する貸付金の利息を利子所得とした。</p>	<p>3-1 次に掲げる利息等は、利子所得ではなく雑所得となる（所基通35-1、35-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) いわゆる学校債、組合債の利子 (2) 知人又は会社に対する貸付金の利子 (3) 公社債の償還差益又は発行差金 (4) 定期積金のいわゆる給付補填金

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【4 配当所得】</p> <p>4-1 外国所得税が課されている国外で発行された株式等の配当につき、確定申告を要しない配当か否かを判定する際、外国所得税額控除前の金額で判定した。</p> <p>4-2 確定申告をしないこととした上場株式等の配当所得について、更正の請求ができたこととした。</p> <p>4-3 上場株式の配当を申告する際（大口株主でない。）に、源泉徴収された税額のすべてを所得税の計算上、源泉徴収税額として差し引いた。</p> <p>4-4 平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等（大口株主でない。）について申告する場合は、総合課税のみであることとした。</p> <p>4-5 上場株式等の配当について確定申告する場合には、すべての銘柄について申告しなければならないこととした。</p>	<p>4-1 上場株式等以外の国外で発行された株式等の配当につき外国所得税が課されている場合には、これを控除した後の金額について支払いを受けるべき1回の配当金額が、10万円に配当期間の月数を乗じ12で除した金額以下であるかどうかを判定する（措法9の2③⑤）。</p> <p>4-2 確定申告をしないこととした上場株式等の配当所得は、更正の請求をすることはできない（措法8の5②、措通8の5-1）。</p> <p>※ 決定処分を行う場合においても、これらの配当所得は含めないで計算することになる（措法8の5②）。</p> <p>4-3 平成16年分から、上場株式等の配当等は、所得税が7%（平成25年分は所得税及び復興特別所得税7.147%）、住民税が3%の割合で源泉徴収されているため、所得税の確定申告においては、上場株式等の配当等から源泉徴収された税額のうち、所得税7%（平成25年分は所得税及び復興特別所得税7.147%）についてのみ差し引くことになる（旧措法9の3②、平20改正措法附則33②、復興財確法28）。</p> <p>※ 住民税の3%は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の「配当割額控除額」欄に記載する。</p> <p>4-4 上場株式等の配当等（大口株主でない。）を申告する場合は、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択することができる。この場合、申告する上場株式等の配当等のすべてについて、総合課税と申告分離課税とのいずれかを選択する必要がある（措法8の4）。</p> <p>※ 申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はない（措法8の4①）。</p> <p>4-5 上場株式等の配当について申告するか否かは、一回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに判断すればよい（措法8の5④）。</p> <p>なお、上場株式等の配当等については、確定申告</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>4-6 上場株式等の配当について確定申告する場合には、株式等の銘柄、数量、配当等の金額その他源泉徴収税額を所得の内訳書等に記載すれば、配当等に係る支払通知書等は添付する必要がないものとした。</p>	<p>をせずに、源泉徴収だけで課税関係を終了することができる（措法8の5①）。</p> <p>4-6 平成21年分以後、上場株式等の配当について確定申告する場合には、上場株式等配当等の支払通知書等の原本を添付しなければならない（措令4の2⑤⑦、所法120③三、166、所令262③）。</p> <p>ただし、e-Taxにより申告する場合には、添付省略することができる（平20年国税庁告示31号）。</p>
<p>【5不動産所得】</p>	
<p>5-1 家賃の金額をめぐる係争に係る供託金を不動産所得の収入に計上しなかった。</p>	<p>5-1 契約の存否の係争に係る供託金については、判決等があるまで収入に計上しなくてよいが、家賃の金額の増減の係争に係る供託金については、各年の不動産所得の収入金額となる（所基通36-5）。</p>
<p>5-2 アパートが2人以上の共有とされている場合、共有持分であん分した後で貸付けの規模を判定した。</p>	<p>5-2 不動産が2以上の者の共有とされている場合であっても、当該不動産の全体の貸付けの規模で判定する。</p> <p>※ 規模判定の形式基準</p> <p> アパート等については独立した室数がおおむね10室以上</p> <p> 独立家屋についてはおおむね5棟以上（所基通26-9）</p>
<p>【6譲渡所得】</p>	
<p>6-1 法人に対し資産を贈与した場合に、所得税の課税上の問題はないとした。</p>	<p>6-1 法人に対し資産を時価の2分の1未満（無償も含まれる。）の価額で譲渡した場合、時価によって譲渡したものとみなして課税される（所法59①、所令169）。</p>
<p>6-2 特許権、実用新案権などの工業所有権や著作権の譲渡があった場合において、取得の日以後5年以内に譲渡されたものは短期譲渡所得として総所得金額を算定した。</p>	<p>6-2 自己の研究の成果である特許権その他の工業所有権や自己の著作に係る著作権等は、5年以内に取得したものであっても長期譲渡所得として算定することとなる（所法33③一かつこ書、所令82）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>6-3 外国会社から100%日本子会社の従業員等に付与されたストックオプションの権利行使に係る経済的利益やリストラクデット・ストック（譲渡制限付株式）の譲渡制限解除に係る株式取得に係る利益を、株式等の譲渡所得とした。</p> <p>【7退職所得】</p> <p>7-1 退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、支給を受けた年分の退職所得とした。</p> <p>7-2 解雇予告手当を一時所得とした。</p> <p>7-3 役員としての勤続年数が4年の納税者が、役員勤続年数に対して支払を受けた退職金について、以下のとおり退職所得の金額を計算して申告した。</p> <p>【計算式】</p> <p>(収入金額-退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額</p> <p>7-4 非居住者が支払いを受ける退職手当等について、退職所得の選択課税により還付を受けようとするときは、退職手当等の総額が確定していても、その年の翌年1月1日以後にしか確定申告書を提出できないとした。</p> <p>【8一時所得】</p> <p>8-1 一時払い養老保険（源泉分離課税の対象とならないもの）の保険料を支払うために借入れたひも付きの借入金の利子を一時所得の計算上控除しなかった。</p>	<p>6-3 外国会社から100%日本子会社の従業員等に付与されたストックオプションの権利行使に係る経済的利益やリストラクデット・ストックの譲渡制限解除に係る株式取得の利益に係る所得は、原則として給与所得となる(所法28、36、所基通23～35共-6)。</p> <p>7-1 退職所得の収入時期は、原則としてその支給の基因となった退職日による。ただし、会社役員等の場合で、その支給について株主総会等の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日とされる(所基通36-10)。</p> <p>7-2 解雇予告手当は、退職手当等に該当する(所基通30-5)。</p> <p>7-3 平成25年分以後は、役員等勤続年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下である納税者が、その役員等勤続年数に対応して支払いを受ける退職金については、以下のとおり退職所得の金額を計算する(所法30②)。</p> <p>【計算式】</p> <p>収入金額-退職所得控除額=退職所得の金額</p> <p>7-4 退職所得の選択課税により還付を受けようとするときは、退職手当等の総額が確定していれば、その年の翌年1月1日前であっても確定した日以後に確定申告書を提出することができる(所法171、173①)。</p> <p>8-1 保険金等に係る一時所得の計算上、保険料又は掛金の支払いに充てられたことが明らかな借入金に係る利子は控除する(所法34②、所令183②)。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>8-2 長期損害保険契約の満期返戻金が支払われたが、店舗に係るものであるとして事業所得の収入金額に該当するとして課税した。</p>	<p>8-2 損害保険契約に基づき受領する満期返戻金は、事業に係るものについても一時所得に該当するものとして取り扱われている（所基通34-1(4)）。</p> <p>なお、長期損害保険契約に係る支払い保険料については、事業所得の計算上、積立保険料として資産計上する部分とその年分の必要経費に算入する部分とに区分されており、一時所得の計算上、既に事業所得の計算上必要経費として算入された部分の金額については、再度必要経費として控除することはできないので、積立保険料部分のみを控除することとなる（所基通36・37共-18の2、18の6）。</p> <p>【計算式】</p> $\text{一時所得の金額} = \frac{\text{満期返戻金の額}}{\text{の額}} - \left(\begin{array}{l} \text{「支払保険料の総額」} \\ \text{「事業所得の計算上必要経費に算入した金額」} \\ \text{「配当等の金額」} \end{array} \right) - 50\text{万円}$
<p>8-3 借家人が受ける立退料をすべて一時所得とした。</p>	<p>8-3 借家人が受ける立退料は、①借家権の消滅部分は譲渡所得、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得とされる（所令94、95、所基通33-6、34-1(7)）。</p>
<p>8-4 法人からの贈与により取得する金品はすべて一時所得に該当するとした。</p>	<p>8-4 法人からの贈与により取得する金品であっても、業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものは一時所得に該当しない（所基通34-1(5)）。</p> <p>※ 事業所得、雑所得になる。</p>
<p>8-5 国民年金や厚生年金の受給を受けている者が、受け取るべき年金の給付を受けずに死亡した場合（未支給年金）において、遺族が受領した一時金（遺族年金とは異なる）は相続財産であるから、申告しなくてもよいとした。</p>	<p>8-5 未支給年金の受給請求権は、遺族に認められた固有の権利であり、これに基づき受領した一時金は相続財産には該当せず、当該遺族の一時所得に該当する（所基通34-2）。</p>
<p>8-6 国民年金等の加入者で支給開始年齢前に死亡した場合に、遺族が受取った死亡一時金を一時所得とした。</p>	<p>8-6 国民年金等の加入者の遺族が受取る一時金であっても、次のものは非課税となる。</p> <p>【死亡一時金】 一定の期間、国民年金等の被保険者であった者等が年金の支給を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金</p> <p>【遺族一時金】 国民年金基金加入者が年金を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金（国民年金法25、133他）</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【9雑所得】</p> <p>9-1 過去に遡及して公的年金等の支払いを受けた場合、そのすべてについて、支払いを受けた年分の収入とした。</p> <p>9-2 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字を公的年金等の所得から差し引かなかった。</p> <p>9-3 公的年金等受給者であっても、第3期分の税額がある場合には納税義務が発生することから、必ず確定申告書を提出しなければならないとした。</p> <p>9-4 所得税の申告不要制度の適用を受けた公的年金等受給者に対して、住民税の申告は不要であると説明した。</p> <p>9-5 確定申告書の撤回を申し出た公的年金等受給者に対して、一度申告したものは撤回ができないと指導した。</p>	<p>9-1 年金については、その支給の基礎となった法令に定められた支給日が収入すべき時期とされているため、前年分以前の期間に対応する年金が一括して支給された場合は、各年分ごとに区分して収入金額を計算する（所基通36-14(1)）。</p> <p>9-2 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字は公的年金等の所得から差し引くことができる（所法35②）。</p> <p>9-3 平成23年分以後の所得税の申告については、公的年金等に係る雑所得の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告書の提出を要しないこととされた（所法121③）。</p> <p>なお、この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書や、損失を繰り越すための申告書等は提出することができる。</p> <p>（注）所得税の確定申告書の提出が不要であっても、住民税の申告は、原則として必要となる（問9-4参照。）。</p> <p>9-4 公的年金等受給者の申告不要制度に該当する場合であっても、住民税には申告不要制度がないため（地方税法317の2①本文）住民税の申告が必要となる。</p> <p>ただし、給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、申告において各種所得控除等の適用を受けない者又は所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち市町村の条例で定めるものについては住民税の申告は必要ない（地方税法317の2①ただし書）。</p> <p>9-5 公的年金等受給者の申告不要制度に該当する者が、当初申告において第3期分の税額が記載された確定申告書を提出した場合で、後日、当該申告書を</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p>撤回したい旨の書面による申出があったときは、その申出の日に当該申告書の撤回があったものとし、当該申告書に係る第3期分の税額を還付するとして取り扱うこととされている（所基通121-2）。</p> <p>また、撤回後は無申告となるため、後日、申告漏れ等が判明した場合には、無申告加算税が賦課されることとなる。</p> <p>なお、当初申告が還付で提出され、期限後に修正申告等により納税となる場合は、当該申告書の撤回はできない。</p>
<p>9-6 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に誤りがあり、源泉所得税額が徴収不足となっていることから、確定申告書を提出しなければならないとした。</p>	<p>9-6 公的年金等に係る扶養親族等申告書の記載事項に異動が生じた場合等は、確定申告書を提出することで是正されてきたが、公的年金等受給者に対して、所得税の申告不要制度には例外規定がないため、当該制度の要件に該当する場合は、たとえ扶養親族の異動等により納税額が発生しても、確定申告書の提出は不要である。</p>
<p>9-7 平成25年分の公的年金等に係る収入金額が400万円以下で、他にシルバー人材センターの収入75万円（実額経費5万円）がある者は、家内労働者等の特例を適用するために、確定申告の必要があるとした。</p>	<p>9-7 シルバー人材センターからの収入は雑所得に該当し、家内労働者の所得計算の特例により、収入から65万円を控除することができるが、この特例は確定申告書の提出を要件として適用するものではない（措法27、措令18の2）。</p> <p>したがって、特例適用後のシルバー人材センターからの収入に係る所得金額が20万円以下となる場合、確定申告は不要である。</p> <p>事例の場合、シルバー人材センターからの収入に係る所得金額は、75万円-65万円=10万円であり、20万円以下となるため、申告不要となる。</p>
<p>9-8 平成24年1月1日以後に行われた店頭デリバティブ取引等に係る所得について、総合課税で申告するよう指導した。</p>	<p>9-8 平成24年1月1日以後に行われる店頭デリバティブ取引等に係る所得については、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に申告分離課税で申告することとなる（措法41の14）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【10収入金額】</p> <p>10-1 棚卸資産を知人に低廉譲渡した場合、実質的に贈与したと認められる金額を収入金額に加算しなかった。</p> <p>10-2 販売業者が、広告宣伝用の資産である陳列棚（製造業者の製品名、社名が表示）を無償で取得したが、経済的利益はないものとした。</p> <p>10-3 消費税の経理処理について税抜経理方式を適用している者が、仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額との差額と、納付あるいは還付される消費税等とに差額が生じたが、雑収入又は必要経費に算入しなかった。</p> <p>10-4 事業所得者が国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合した固定資産を取得した場合、受け取った国庫補助金等は税金の計算上何ら影響はないとした。</p>	<p>10-1 棚卸資産を著しく低い金額で譲渡した場合には、次の算式により計算される実質的に贈与したと認められる金額が収入金額に加算される（所法40①二、所基通39-1、40-2、40-3）。</p> <p>実質的に贈与したと認められる金額 = $\left[\begin{array}{c} \text{通常の} \\ \text{販売価格} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{おおむね} \\ 70\% \end{array} \right] - \text{譲渡価額}$</p> <p>10-2 販売業者等が広告宣伝用資産（自動車、陳列棚、冷蔵庫等）を無償又は低額で取得した場合、次の額が経済的利益とされる（所基通36-18）。</p> <p>経済的利益 = $\left[\begin{array}{c} \text{取得資産の} \\ \text{価額（製造業者等の取} \\ \text{得価額）} \end{array} \right] \times \frac{2}{3} - \left[\begin{array}{c} \text{取得のため} \\ \text{に支出} \\ \text{した金額} \end{array} \right]$</p> <p>※ 上記利益の額が30万円以下であるときは、経済的利益はないものとされる。</p> <p>10-3 消費税額の差額は、その課税期間に対応する年の雑収入又は必要経費に算入する（平元. 3.29 直所3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」6）。</p> <p>10-4 個人が国庫補助金等の交付を受け、当該国庫補助金等により、その交付の目的に適合した固定資産を取得又は改良した場合で、当該国庫補助金等の返還を要しないことがその年の12月31日までに確定した場合には、当該国庫補助金等のうち、その固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、総収入金額に算入しないこととされている（所法42①）。</p> <p>この取扱いを受ける場合、国庫補助金により取得等した固定資産（減価償却資産）に係る減価償却費の計算は、当該国庫補助金相当額を控除した取得価額を基礎として行うこととなる（所令90-1）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>10-5 平成21年に成立した任意組合の組合員の組合事業に係る所得の計算方法について、総額方式しか認められないと指導した。</p>	<p>10-5 平成24年8月30日以後に成立する任意組合等の組合員の組合事業に係る所得の計算方法については、原則として、中間方式又は純額方式による計算は認められないこととされ、総額方式により計算することが困難、かつ、継続して中間方式又は純額方式により計算している場合のみ、中間方式又は純額方式により計算することが認められている（所基通36・37共-20附則 経過的取扱い）。</p> <p>したがって、平成21年に締結された組合契約により成立した任意組合の組合員の組合事業に係る所得の計算方法については、従前通り継続して中間方式又は純額方式により計算している場合には、その計算方法で計算することができる。</p>
<p>【11必要経費】</p>	
<p>11-1 所得補償保険の保険料を事業所得の必要経費とした。</p> <p>※ 所得補償保険とは、被保険者が傷害又は疾病により勤務（業務に従事）できなかった期間の給与補償（所得補償）として受領する損害保険契約に基づく保険金をいう。</p>	<p>11-1 事業主が自己を被保険者として支払う所得補償保険の保険料は必要経費にならない（所基通9-22（注））。</p> <p>なお、保険金を受け取った場合には「身体の障害に基因して支払を受けるもの」として非課税所得とされる（所基通9-22）。</p>
<p>11-2 農協の建物共済、長期総合保険などで積立部分のある損害保険料全額を必要経費に算入した。</p>	<p>11-2 積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となる（所基通36・37共-18の2）。</p>
<p>11-3 事業を営む者が、生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合、その建物に係る減価償却費、固定資産税等について、事業を営む者の必要経費に算入することはできないとした。</p>	<p>11-3 事業を営む者が生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合であっても、その対価の授受があったとしたならば、その資産を所有する親族の各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額を、その事業を営む者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる（所法56、所基通56-1）。</p>
<p>11-4 事業の用に供する建物を購入する際に支払った購入手数料を事業所得の必要経費に算入した。</p>	<p>11-4 減価償却資産を購入する際に支払った購入手数料は、減価償却資産の取得価額に算入する（所令126①一）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>11-5 店舗や事務所などの不動産の所有権保存のため又は抵当権設定のために支出する登録免許税を取得価額に算入した。</p>	<p>11-5 減価償却資産のうち、特許権のように登録により権利が発生する資産や自動車のように業務の用に供するについて登録を要する資産以外に係るものは、取得価額に算入せず、全額必要経費に算入する（所基通37-5、49-3(3)）。</p> <p>※ なお、相続等により取得した業務の用に供される資産に係る登録免許税等については、従前、各種所得の金額の計算上必要経費には算入されないこととされていたが、平成17年1月1日以後に取得したものについては、必要経費に算入することとされた（所基通37-5(注)1）。</p>
<p>11-6 一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して、他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金は、取得価額に算入しなければならないとした。</p>	<p>11-6 必要経費に算入されたものを除き、取得した固定資産の取得費又は取得価額に算入する（所基通38-9の3）。</p>
<p>11-7 平成24年4月1日から同年12月31日までの間に取得した減価償却資産の定率法の償却率については、必ず200%定率法（改正前は250%定率法）によらなければならないとした。</p>	<p>11-7 平成24年4月1日から同年12月31日までの間の取得であっても、同年3月31日以前に取得したもののみならず、改正前の償却率により償却費の計算を行うことができる（改正所令附則2②）。</p> <p>また、平成24年4月1日以前に取得した定率法を採用する減価償却資産については、平成24年分の確定申告期限までに届出書を提出することにより、改正後の償却率により償却費の計算等を行うことができる（改正所令附則2③）。</p>
<p>11-8 店舗併用住宅について、未償却残高を計算する際、「取得価額-必要経費算入額」とした。</p>	<p>11-8 未償却残高の額は、次の計算式のとおり。</p> <p>【計算式】</p> $\text{未償却残高} = \text{取得価額} - \text{自宅部分も含めたその年分までの減価償却費の累計額}$
<p>11-9 被相続人が平成9年中に取得した建物を平成25年に相続し、事業の用に供した。</p> <p>相続により取得した減価償却資産については、取得時期、取得価額を引き継ぐ（所令126②）ので、平成10年3月31日以前に取得した建物として旧定率法の選択ができるとした。</p>	<p>11-9 建物の償却方法は、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされている（所令120①一、120の2）が、この取得には相続、遺贈又は贈与も含まれる（所基通49-1）。</p> <p>※ 事例の場合、旧定率法の選択はできず、定額法によることとなる。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																																		
<p>11-10 居住用家屋を取り壊して店舗を建築した際、居住用家屋の取壊し費用を店舗の取得価額に算入した。</p>	<p>11-10 家事費となり、必要経費算入はできない（下図参照）。</p> <p>【参考】資産損失・立退料・取壊し費用（原則的取扱い）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">従来から所有している建物の状況</th> <th rowspan="2">取壊しの目的</th> <th colspan="3">左の場合の取扱い</th> </tr> <tr> <th>資産損失</th> <th>立退料</th> <th>取壊し費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">業務用資産</td> <td>譲渡目的</td> <td>譲渡費用</td> <td>譲渡費用</td> <td>譲渡費用</td> </tr> <tr> <td>建替後業務用資産として使用</td> <td>必要経費</td> <td>必要経費</td> <td>必要経費</td> </tr> <tr> <td>建替後非業務用資産として使用</td> <td>必要経費</td> <td>必要経費</td> <td>家事費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非業務用資産</td> <td>譲渡目的</td> <td>譲渡費用</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>譲渡費用</td> </tr> <tr> <td>建替後業務用資産として使用</td> <td>家事費</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>家事費</td> </tr> <tr> <td>建替後非業務用資産として使用</td> <td>家事費</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>家事費</td> </tr> </tbody> </table>	従来から所有している建物の状況	取壊しの目的	左の場合の取扱い			資産損失	立退料	取壊し費用	業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用	譲渡費用	建替後業務用資産として使用	必要経費	必要経費	必要経費	建替後非業務用資産として使用	必要経費	必要経費	家事費	非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	/	譲渡費用	建替後業務用資産として使用	家事費	/	家事費	建替後非業務用資産として使用	家事費	/	家事費
従来から所有している建物の状況	取壊しの目的			左の場合の取扱い																															
		資産損失	立退料	取壊し費用																															
業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用	譲渡費用																															
	建替後業務用資産として使用	必要経費	必要経費	必要経費																															
	建替後非業務用資産として使用	必要経費	必要経費	家事費																															
非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	/	譲渡費用																															
	建替後業務用資産として使用	家事費	/	家事費																															
	建替後非業務用資産として使用	家事費	/	家事費																															
<p>11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合、業務の用に供していた建物の取壊し損（建物本体の損失）を全額必要経費として、赤字申告した。</p>	<p>11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合は、資産損失を控除する前の所得金額が限度となる（所法51④）。</p>																																		
<p>11-12 平成24年中に購入した取得価額10万円以上20万円未満の器具備品について、一括償却資産として申告したが、平成25年中にその一部を除却したので、その未償却残高を除却損として必要経費に算入した。</p>	<p>11-12 一括償却資産としたものについては、その年以後にその全部又は一部につき滅失、除却等（譲渡した場合を含む。）の事実が生じたときであっても、業務の用に供した日以後3年間にわたって、その取得価額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入することになる（所令139、所基通49-40の2）。</p>																																		
<p>11-13 平成24年中に購入した取得価額10万円以上20万円未満の器具備品について一括償却資産として申告（3分の1の金額を必要経費算入）していたが、平成25年中にその納税者が死亡した場合、取得価額の3分の1をその者の平成25年分の必要経費とし、残額については必要経費算入できないとした。</p>	<p>11-13 一括償却資産の規定の適用を受けている者が死亡し、その規定に従い計算される金額のうち、その死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額がある場合には、その金額はその者の死亡した日の属する年分の必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額があり、かつ、その者の業務を承継した者がある場合のその金額の取扱いは、一括償却資産の規定に従い計算される金額を限度として次によることとして差し支えない（所基通49-40の3）。</p> <p>(1) その者の死亡した日の属する年 ⇒ その者の必要経費に算入する。</p>																																		

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																								
<p>11-14 平成25年に中小企業者（常時使用する従業員の数が千人以下で青色申告者）が、26万円のパソコン11台と23万円のパソコン1台（合計309万円）を購入、使用した。</p> <p>これらのパソコンを少額減価償却資産として、金額平成25年分の必要経費に算入していた。</p>	<p>(2) その者の死亡した日の属する年の翌年以降の各年分 ⇒ その業務を承継した者の必要経費に算入する。</p> <p>11-14 中小企業者が、平成18年4月1日以後、平成26年3月31日までに30万円未満の少額減価償却資産（少額な減価償却資産や一括償却資産の適用を受けるものを除く。）を取得等した場合で、その年に取得等した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度として必要経費に算入する（措法28の2）。</p> <p>事例の場合、286万円（26万円×11台）は必要経費に算入できるが、23万円のパソコンについては通常の減価償却を行うことになる。</p> <p>※ 業務を開始した年又は廃止した年は、300万円を12で除し、業務を営んでいた月数（端数切上げ）を乗じた額が限度額となる。</p>																								
<p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="215 1115 1401 1505"> <thead> <tr> <th>概 要</th> <th>条 文</th> <th>対象事業等</th> <th>対象者</th> <th>その資産を譲渡した場合</th> <th>申告要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 10万円未満の少額減価償却資産 ・ 使用可能期間が1年未満のもの</td> <td>所令138</td> <td>不動産、事業山林、雑所得</td> <td>限定なし</td> <td>事業又は雑所得 ※</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 10万円以上（国内外リース資産を除く）20万円未満の一括償却資産</td> <td>所令139</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td> <td>同 上 ※</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ 10万円以上30万円未満の少額減価償却資産</td> <td>措法28の2</td> <td>不動産、事業山林所得</td> <td>中小企業者に該当する個人で青色申告者</td> <td>譲渡所得</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 業務の性質上基本的に重要とされるものの譲渡による所得は、原則として譲渡所得に該当する。</p>		概 要	条 文	対象事業等	対象者	その資産を譲渡した場合	申告要件	・ 10万円未満の少額減価償却資産 ・ 使用可能期間が1年未満のもの	所令138	不動産、事業山林、雑所得	限定なし	事業又は雑所得 ※	—	・ 10万円以上（国内外リース資産を除く）20万円未満の一括償却資産	所令139	同 上	同 上	同 上 ※	有	・ 10万円以上30万円未満の少額減価償却資産	措法28の2	不動産、事業山林所得	中小企業者に該当する個人で青色申告者	譲渡所得	有
概 要	条 文	対象事業等	対象者	その資産を譲渡した場合	申告要件																				
・ 10万円未満の少額減価償却資産 ・ 使用可能期間が1年未満のもの	所令138	不動産、事業山林、雑所得	限定なし	事業又は雑所得 ※	—																				
・ 10万円以上（国内外リース資産を除く）20万円未満の一括償却資産	所令139	同 上	同 上	同 上 ※	有																				
・ 10万円以上30万円未満の少額減価償却資産	措法28の2	不動産、事業山林所得	中小企業者に該当する個人で青色申告者	譲渡所得	有																				
<p>11-15 事業資金を借り入れる際に信用保証協会に支払った保証料を全額一時に必要経費に算入した。</p> <p>11-16 自宅で音楽教室を開いて複数の生徒に音楽の指導を行い、指導料を受領している者に対して、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用があるとした。</p>	<p>11-15 前払費用又は繰延資産として経理し、保証期間にわたって必要経費に算入する（所令7①三ホ）。</p> <p>11-16 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者等に対して適用されるところ、事例のように、複数の者に対して役務の提供を行う場合は、この特例の適用はない（措法27、措令18の2、家内労働法2②）。</p>																								

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>11-17 不動産所得のみを有する青色申告者に対して、その規模に関係なく65万円の青色申告特別控除を適用した。</p>	<p>11-17 不動産所得が事業的規模で行われていない場合は、最高10万円の青色申告特別控除が適用される（措法25の2①）。</p> <p>※ 事業的規模でなくても、他に事業所得を有する場合には、65万円の青色申告特別控除を適用できる。この場合、青色申告特別控除は、まず不動産所得から差し引く（措法25の2③④）。</p>
<p>11-18 青色申告者が期限後申告書を提出した場合にも、65万円の青色申告特別控除を適用した。</p>	<p>11-18 65万円の青色申告特別控除は、期限内に、貸借対照表及び損益計算書等を添付した申告書を提出した場合に限り適用される（措法25の2⑤）。</p> <p>なお、青色申告特別控除については、平成23年分から、当初申告の確定申告書に記載した金額を適用上限とする措置は廃止された。</p>
<p>11-19 貸倒引当金については、青色申告者でなければ適用できないとした。</p>	<p>11-19 個別評価による貸倒引当金については、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者であれば、青色申告者でなくても適用を受けることができる（所法52①）。</p> <p>※ 一括評価による貸倒引当金については、事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のみが適用を受けることができる（所法52②）。</p>
<p>11-20 年の中途で業務用不動産を購入するに当たり、不動産の売買代金とは別に、その不動産に係る固定資産税相当額を、所有期間に応じて月割で計算して売主に支払ったので、租税公課として必要経費に算入した。</p>	<p>11-20 業務の用に供される資産に係る固定資産税は必要経費に算入するとされている（所基通37-5）が、固定資産税は、その年の1月1日における所有者に課税するとされている（地方税法343、359）ことから、年の中途で不動産を売買した場合で、買主が当該不動産に係る固定資産税相当額を所有期間等であん分して売主に支払ったとしても、買主は、その不動産に係る固定資産税の納税義務者ではないので所基通37-5は適用されない。</p> <p>事例の場合、買主が支払った固定資産税相当額は、当該不動産の取得価額に算入することとなる。</p>
<p>11-21 税込経理方式を採用し、納付すべき消費税等について未払金経理をしている事業所得者が、所得税と消費税等の修正申告をすることとなったので、修正申告により追加納付する消費税等の金額を、修正申告の対象年分の事業所得の計算上、必要経費に算入した。</p>	<p>11-21 修正申告により追加納付する消費税等の金額は、消費税等の修正申告書を提出する日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することになる。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【12損益通算】</p> <p>12-1 事業所得の赤字と一時所得又は総合長期譲渡所得とを通算する際、一時所得又は総合長期譲渡所得の金額を2分の1した後の金額から差し引いた。</p> <p>12-2 個人に対し資産を譲渡して赤字が生じた場合、その資産が「生活に通常必要でない資産」に該当しない限り、損益通算できるとした（土地建物等、株式等を除く。）。</p> <p>12-3 生命保険契約の満期による利益と解約による損失が生じたが、一時所得の金額の計算にあたり、それらを内部通算できないとした。</p> <p>12-4 事業所得の赤字と土地等に係る分離譲渡所得とを通算した。</p> <p>12-5 土地等に係る分離長期譲渡所得の黒字と土地等に係る分離短期譲渡所得の赤字とを通算する際、特別控除後の分離長期譲渡所得から控除した。</p> <p>12-6 株式等に係る譲渡所得等の金額を他の所得の損失の金額と損益通算した。</p>	<p>12-1 一時所得又は総合長期譲渡所得と損益通算する場合は、50万円特別控除後で、2分の1をする前の金額と通算する（所法22②、33③二、34②、69①、所令198三）。</p> <p>12-2 次の条件をすべて満たす譲渡による損失額は、なかったものとみなされる（所法59②）。</p> <p>(1) 個人が個人に対し</p> <p>(2) 山林（事業所得の基因となるものを除く）又は譲渡所得の基因となる資産を</p> <p>(3) 著しく低い価額（時価の2分の1未満）で譲渡した場合に（所法59①二、所令169）</p> <p>(4) その譲渡により、山林所得、譲渡所得又は雑所得の金額に損失が生じたとき</p> <p>※ この場合、各所得（山林所得、譲渡所得又は雑所得）内で通算することもできない。</p> <p>12-3 生命保険契約の満期による利益と解約による損失が生じている場合は、それらを一時所得内で通算したところで一時所得の金額を算出する（所法34②）。</p> <p>12-4 事業所得の赤字の金額と土地等に係る分離譲渡所得の黒字の金額を損益通算することはできない（措法31①、32②）。</p> <p>※ 所有期間5年超の居住用財産を譲渡した場合の取扱いについては、問13-6を参照。</p> <p>12-5 土地等に係る分離長期譲渡所得の黒字の金額と土地等に係る分離短期譲渡所得の赤字を損益通算する場合には、特別控除前の分離長期譲渡所得から控除する（措法31①、32①）。</p> <p>12-6 株式等に係る譲渡所得等の金額から他の所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除することはできない（措法37の10⑥四）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>12-7 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算はできないとした。</p>	<p>12-7 上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算ができる（措法37の12の2）。</p> <p>※ 平成22年以後は、源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等と譲渡損失の損益通算ができる（措法37の11の6⑥、平成20年改正法附則46①）。</p>
<p>12-8 公募株式投資信託を中途換金して利益が出た場合において、株式の譲渡損失と通算ができないと指導した。</p>	<p>12-8 公募株式投資信託の終了又は解約により受け取る金銭は、そのすべてが株式等に係る譲渡収入として課税されるため、株式の譲渡損失との通算ができる（措法37の10④、措令25の8⑨）。</p> <p>※ 平成20年分までは、解約（償還）の場合は、解約（償還）価額のうち、①個別元本を上回った部分は配当所得として源泉徴収し、②残余の部分は譲渡収入とみなして株式等の譲渡所得として課税することとされていた。そのため、①の部分は、株式の譲渡損失との通算ができなかった。</p>
<p>12-9 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失について、他の所得と損益通算できるとした。</p>	<p>12-9 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額については、先物取引に係る雑所得等以外の所得とは損益通算することはできない（措法41の14①、措令26の23①）。</p>
<p>12-10 給与所得者が、レジャー用に所有していたヨットを売却し、譲渡損失が発生したことから、当該譲渡損失を給与所得と損益通算した。</p>	<p>12-10 生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、他の所得と損益通算することができない（所法69②、所令178②）。</p> <p>レジャー用に所有していたヨットは生活に通常必要でない資産に該当することから、ヨットの譲渡により生じた損失を給与所得と損益通算することはできない。</p>
<p>12-11 レジャー用に所有していたヨットの譲渡損失（総合短期：200万円）、ゴルフ会員権の譲渡損失（総合短期：300万円）、骨とう品の譲渡益（総合長期：400万円）を有する納税者（給与所得者）に対し、納税者有利に考えて、損益通算後の総合短期の譲渡損失（100万円）はゴルフ会員権の損失であり、給与所得と損益通算できるとした。</p>	<p>12-11 総合短期の譲渡損失（200万円+300万円-400万円=100万円）は、ヨットの損失であり、給与所得と損益通算できない（所法69②）。</p> <p>※ 所法69②の規定は、生活に通常必要でない資産の譲渡により生じた損失のうち、他の資産の譲渡所得から控除しきれない部分の金額は損益通算できないとしている。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い						
	<p>そうすると、総合短期の譲渡損失（100万円）を</p> <p>① ヨットの譲渡損失（200万円）とゴルフ会員権の譲渡損失（300万円）の比率であん分する方法</p> <p>② 納税者有利に考えて、ゴルフ会員権の譲渡損失から構成されていると考える方法</p> <p>によることはできない。</p> <p>⇒ 譲渡所得内での損益通算後の金額である総合短期の譲渡損失（100万円）とヨットの譲渡損失（200万円）を比較して判定することとなる。</p> <div data-bbox="858 616 1417 918" style="text-align: center;"> <p>骨とう品譲渡益 400</p> <p>ヨット ・ ゴルフ会員権譲渡損 500</p> <p>ヨット譲渡損 200</p> <p>差引損失 100</p> <p>100 < 200 ↓ 100は損益通算の対象とならない</p> </div> <p>12-12 不動産所得を生ずべき事業を行う任意組合等の個人組合員（重要な業務の決定等に関与していない。）が、その組合事業に損失が生じたため、組合事業以外の不動産所得と通算した。</p> <p>12-12 不動産所得を生ずべき事業を行う任意組合等の個人組合員（重要な業務の決定等に関与する者を除く。）については、当該組合事業から生じた不動産所得の損失の金額は生じなかったものとみなされる。</p> <p>したがって、当該組合事業以外の不動産所得や他の所得と損益通算することはできない（措法41の4の2）</p> <p>12-13 有限責任事業組合の組合員が、当該組合の事業に損失が生じたため、損失額を全額必要経費に計上し、他の所得と損益通算した。</p> <p>12-13 有限責任事業組合の組合員である個人のその組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得の損失額について、その組合事業に係る出資価額を基礎として計算した金額を超える部分に相当する金額は、その年分の所得金額の計算上、必要経費に算入できない（措法27の2、措令18の3①②）。</p> <div data-bbox="850 1697 1380 1926" style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 30%;"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">総収入金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">損 失 額</td> <td style="text-align: center;">調整出資金額 (※)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">必要経費 不算入額</td> </tr> </table> </div> <p>※ 調整出資金額 (①+②-③)</p> <p>① その年に終了する計算期間の終了の時までの出資の価額の合計額</p>		総収入金額		損 失 額	調整出資金額 (※)	必要経費 不算入額
	総収入金額						
	損 失 額		調整出資金額 (※)				
		必要経費 不算入額					

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【13繰越損失】</p> <p>13-1 前年からの雑損失の繰越控除がある場合でも、本年の分離の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できないとした。</p> <p>13-2 平成24年分の純損失について、平成24年分の申告が期限後申告の場合は、その損失を翌年に繰り越せないとした。</p> <p>13-3 青色申告者の純損失の金額が生じた場合で、翌年分が白色申告（給与所得のみ）の場合は、繰越控除ができないとした。</p> <p>13-4 純損失の繰越控除については、前年以前に控除された純損失を除き、控除するとされているため、昨年の確定申告の際に控除し忘れた損失の金額は、今年の所得金額から控除できるとした。</p> <p>13-5 白色申告者は、純損失については一切繰越控除が認められないとした。</p>	<p>② その年の前年に終了する計算期間以前の各計算期間における総収入金額等合計額から必要経費等の合計額を控除した額</p> <p>③ その年に終了する計算期間の終了の時までの分配額の合計額</p> <p>13-1 前年からの雑損失の繰越控除額がある場合には、分離の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できる（措法37の10⑥五）。</p> <p>※ 前年からの純損失の繰越控除額は、分離の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できない。</p> <p>13-2 平成23年分以後の所得税については、当初申告要件及び期限内提出要件が廃止されたため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法70④）。</p> <p>※ 平成22年分以前の純損失の金額を翌年に繰り越すためには、純損失が生じた年分の確定申告書を期限内に提出する必要がある（旧所法70④）。</p> <p>13-3 純損失の繰越控除の要件に、連続して確定申告書を提出していることとあるが、翌年以後については、青色申告書の提出は要件ではないので白色申告でも繰越控除ができる（所法70①④）。</p> <p>13-4 純損失の繰越控除は、「控除する」とされているため、任意の年分から控除することはできない（所法70①②）。</p> <p>13-5 白色申告者であっても、純損失の金額のうち、変動所得の損失と被災事業用資産の損失については、その純損失の発生した年分の確定申告書を提出していれば、繰越控除ができる（所法70②）。</p> <p>※ 平成23年分以後の所得税については、当初申告要件及び期限内提出要件が廃止されたため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法70④）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>13-6 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失について、その損失を翌年に繰り越すためには、期限内に確定申告をしなければならないとした。</p> <p>13-7 居住用財産の譲渡損失が生じた場合、期限内に損失申告書を提出すれば、特に他に要件もなく翌年以後に繰り越せるとした。</p>	<p>13-6 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失を翌年に繰り越すためには、先物取引の差金等決済に係る損失の金額に関する明細書等の添付のある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出しなければならないが、確定申告書を期限内に提出することは要件とされていない（措法41の15③）。</p> <p>13-7 譲渡した居住用財産が、売った年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるもの場合で、居住用財産の買換えを行うこと、買換え資産につき住宅ローン残高を有していること（金額は問わない。）、控除年の合計所得金額が、3,000万円以下であるなど一定の要件に該当しなければ、その損失額を翌年以後に繰り越せない（措法41の5）。</p> <p>※ この制度は、純損失の金額から「譲渡資産」（措法41の5⑦、措令26の7⑩）の譲渡損失の金額を抜き出して、青白を問わず適用することとされており純損失の繰越控除（所法70）とは別の制度である。</p> <p>※ 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度」は、上記の取扱いと異なり、住宅ローン残高を有する居住用財産を譲渡して、買い替をせずに借家等に住み替える場合に他の所得との損益通算及び繰越控除が認められる（措法41の5の2）。</p> <p>※ 措法41の5と所法70との適用関係については、下図参照</p>
<p>《措法41の5と所法70との適用関係》</p>	
<pre> graph TD A[居住用財産] --> B[所有期間が5年超] A --> C[所有期間が5年以内] B --> D[居住用財産の譲渡損失の特例に該当する] B --> E[居住用財産の譲渡損失の特例に該当しない] D --> F[3年間の損失の繰越が可能である (措法41の5)] E --> G[損失の繰越はできない (措法31)] C --> H[損失の繰越はできない (措法32)] </pre>	
<p>13-8 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年分以後に繰越控除することはできないとした。</p>	<p>13-8 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>13-9 平成24年以前の年分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成25年以後に繰り越している場合、平成25年以後の各年分の上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額からは控除できないとした。</p>	<p>配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額から繰越控除できる（措法37の12の2⑥）。</p> <p>13-9 平成24年以前の年分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、平成25年以後に繰り越されるものについても、平成25年以後の各年分の上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することができる（措法37の12の2⑦）。</p>
<p>13-10 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、その損失を翌年に繰り越すためには、期限内に確定申告しなければならないとした。</p>	<p>13-10 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る）との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、その損失を翌年に繰り越すためには、譲渡損失の金額に関する明細書等の添付のある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出しなければならないが、確定申告書を期限内に提出することは要件とされていない（措法37の12の2③）。</p>
<p>13-11 平成22年に発生した雑損失の金額を翌年に繰り越すためには、雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出する必要があるが、所法122に該当する確定申告義務のない給与所得者等の場合は、申告期限はないとした。</p>	<p>13-11 平成23年分以後の所得税については、当初申告要件及び期限内提出要件が廃止されたため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法70④）。</p> <p>※ 平成22年以前に生じた雑損失の金額について繰越控除の適用を受けようとするときは、所法123に規定する申告書を第三期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間）において提出することができる（旧所法71②、123①）。</p>
<p>13-12 前年からの雑損失の繰越がある場合に、総所得金額から引ききれない金額があっても、その引ききれない部分の金額を分離課税所得から差し引くことはできないと説明した。</p>	<p>13-12 その年の前年以前3年以内に生じた雑損失を繰り越して控除する場合は次の順に控除する（措基通31・32共-4）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総所得金額 ② 短期譲渡所得の金額（一般所得分） ③ 短期譲渡所得の金額（軽減所得分） ④ 長期譲渡所得の金額（一般所得分） ⑤ 長期譲渡所得の金額（特定所得分）

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>13-13 申告分離課税の先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、当該損失の金額が生じた年分の確定申告書に、先物取引の差金等決済に係る損失の金額に関する明細書等の添付がある場合に限り適用するとされているので、その年に発生した先物取引に係る損失について明細書等を添付せずに確定申告をした場合は、当該損失を翌年に繰り越すことができないとした。</p> <p>【14雑損控除】</p> <p>14-1 被災した資産の損失額を原状回復費用から控除せず、全額災害関連支出として5万円超の部分を雑損控除の対象とした。</p> <p>14-2 妻の所得が38万円を超えているにもかかわらず、妻の資産の損失を夫の雑損控除の対象に含めた。</p> <p>14-3 「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象になるとした。</p>	<p>⑥ 長期譲渡所得の金額（軽課所得分）</p> <p>⑦ 上場株式等に係る配当所得の金額</p> <p>⑧ 株式等に係る譲渡所得等の金額</p> <p>⑨ 先物取引に係る雑所得等の金額</p> <p>⑩ 山林所得金額</p> <p>⑪ 退職所得金額</p> <p>※ ④から⑨においては適用税率の高いものから順次控除する。</p> <p>13-13 先物取引の差金等決済に係る損失の金額の記載及び明細書等の添付をせずに確定申告書を提出した場合であっても、申告期限から1年以内に更正の請求をすることができる。</p> <p>また、当該更正の請求に基づく更正により、新たに先物取引の差金等決済に係る損失の金額があることとなった場合は、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失を翌年に繰り越すことができる（措通41の15-1）。</p> <p>※ 平成23年12月の税制改正（法律114号等）により、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税に係る更正の請求の期間が5年に延長された（通法23①）。</p> <p>また、同日より前に法定申告期限が到来する国税についても増額更正ができる期間については、「更正の申出」により、運用上、「更正の請求」に準じて取り扱うこととされた（平23.12.2「更正の申出に係る事務処理要領の制定について」（事務運営指針）参照）。</p> <p>14-1 原状回復費用から資産の損失額を控除した残りが災害関連支出となる（所令206①二ロ）。</p> <p>14-2 妻の所得が基礎控除額（38万円）を超えている場合は、妻の損失を夫の雑損控除の対象とすることはできない（所法72①、所令205①）。</p> <p>14-3 雑損控除は、「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失に限定されていることから、「詐欺」によって生じた損失は対象とはならない。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【15医療費控除】</p> <p>15-1 生計を一にしていない親の入院費を子が支払った場合、その入院費を子の医療費控除の対象に含めた。</p> <p>15-2 支払った医療費の額を上回る補填金（A病気に係るもの）の額を他の医療費（B病気に係るもの）から差し引いた。</p> <p>15-3 医療費の支払者と補填金の受領者が異なる場合、支払った医療費から補填金を差し引かなかった。</p> <p>15-4 平成24年12月に特定健康診査を受診し、検査料を支払った。 この結果、高血圧症と診断され、平成25年2月に特定保健指導（積極的支援）を受けることとなったので、特定健康診査に係る自己負担額を平成25年分の医療費控除の対象とした。</p> <p>15-5 メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果により、特定保健指導として動機付け支援を受け、指導料を支払ったので、その指導料を医療費控除の対象とした。</p>	<p>したがって、「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象とはならない（所法72、所令9）。</p> <p>15-1 医療費控除の対象は、「自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費」に限られているので、医療費控除の対象とすることはできない（所法73①、所基通73-1）。</p> <p>15-2 補填の対象となる医療費ごとに補填金の差引計算を行う（所法73①）。 ※ 支払った医療費の額を上回る補填金が支給された場合、その上回ることとなった金額については所得税は課されないことに留意する（所法9①十七、所令30一）。</p> <p>15-3 医療費の補填を目的として支払を受ける保険金等である限り、その医療費から差し引く（所法73①、所基通73-8）。</p> <p>15-4 特定健康診査の自己負担額は、医療費に該当するものではないが、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導（積極的支援）が行われた場合には、その特定保健診査の自己負担額も医療費に該当するものとして取り扱うこととなる（所規40の3①二）。 したがって、特定健康診査及び特定保健指導（積極的支援）に係る自己負担額は、それぞれ支払った日の属する年ごとに医療費控除の対象となり、検査料は平成24年分、特定保険指導料は平成25年分の医療費控除の対象となる。</p> <p>15-5 医療費控除の対象となる特定保健指導の指導料の自己負担額は、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人に対して、その特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる積極的支援に係</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>15-6 メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果中性脂肪値が高かったことから、特定保健指導（積極的支援）により、定期的な運動をするよう指導を受けて、スポーツジムに通っているのに、スポーツジムに支払った運動施設使用料を医療費控除の対象とした。</p>	<p>るものに限られる（所規40の3①ニ）。</p> <p>したがって、特定保健指導の指導料の自己負担額であっても、動機付け支援に係る指導料の自己負担額は医療費控除の対象には該当しない。</p> <p>15-6 特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる特定保健指導（積極的支援）を受ける人のうち、その特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療又は治療の対価その他特定健康診査の費用は、医療費控除の対象とされる（所規40の3①ニ）。</p> <p>しかしながら、事例のようなスポーツジムの利用料は、医療費控除の対象となる特定保健指導そのものの対価ではなく、医師の診療等を受けるために直接必要な費用にも該当しないため、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。</p>
<p>15-7 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に支払った施設サービス費のうち、介護費、食費及び居住費の自己負担額は、全額医療費控除の対象となるとした。</p>	<p>15-7 指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護福祉施設に支払った施設サービス費のうち、介護費、食費及び居住費に係る自己負担額の2分の1が医療費控除の対象となる。</p>
<p>15-8 要介護者が介護サービス事業者等から訪問介護を受けている場合は、その自己負担額については、いかなる場合も医療費控除の対象になるとした。</p>	<p>15-8 介護保険制度下での居宅サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）に係る自己負担額については、ケアマネージャーが策定する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて同一月の医療系サービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象となる。</p> <p>なお、介護保険制度下における医療費控除の取扱いは次表のとおりである。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い	
《施設サービス》		
取扱い	施設名	
施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1が医療費控除の対象	① 指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	
施設サービスの対価（同上）として支払った額が医療費控除の対象	② 介護老人保健施設 ③ 指定介護療養型医療施設	
※ 支払った金額のうち、①日常生活費及び②特別なサービス費用は医療費控除の対象にならない。		
《居宅サービス》		
取扱い	居宅サービスの種類	
医療費控除の対象	① 訪問看護 介護予防訪問看護	
	② 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	
	③ 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
	④ 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	
	⑤ 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
	⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合）	
	⑦ 複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る）	
①～⑦のサービスと併せて利用した場合のみ医療費控除の対象	⑧ 訪問介護（生活援助中心型を除く） 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護	
	⑨ 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	
	⑩ 通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	
	⑪ 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	
	⑫ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る）	
	⑬ 複合型サービス（上記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る）	
	医療費控除の対象外	⑭ 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
		⑮ 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
		⑯ 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
15-9 海外で受診した治療費については、医療費控除の対象とならないとした。	15-9 海外で受診した治療費についても、医療費控除の対象となる。ただし、海外赴任中等で非居住者となる年分に係るものについては、医療費控除を申告することはできないため、対象にはならない（所法73①②、165）。	
15-10 アトピー性皮膚炎の患者が、医師の指導により購入した坊ダニ布団の購入の対価は、診断書があれば、医療費控除の対象となるものとした。	15-10 防ダニ布団の購入の対価は、医師の診断書があったとしても、医療費控除の対象とならない（所法73）。	

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【16社会保険料控除等】</p> <p>16-1 扶養している妻の年金から天引き（特別徴収）された後期高齢者医療保険の保険料について、夫の社会保険料控除の対象になるとした。</p> <p>16-2 一般生命保険料控除の対象となる新契約（平成24年1月1日以降に締結したもの）と旧契約の保険契約保険契約がある場合の、一般生命保険料控除の上限金額は4万円であるとした。</p>	<p>16-1 社会保険料控除は、居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は、支払った金額を控除することとされている（所法74①）。</p> <p>事例の場合、妻の公的年金から徴収された保険料は、妻が支払ったものであるから、夫の社会保険料控除の対象とすることはできない。</p> <p>なお、夫が妻の保険料を支払った（普通徴収）場合は、夫の社会保険料控除の対象になる。</p> <p>16-2 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の上限額4万円と、旧契約のみについて受ける場合の5万円との有利な方を選択できる。</p> <p>ただし、生命保険料の控除額（一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険に係る各控除額の合計）は12万円が限度となる。</p>
<p>【17寄附金控除】</p> <p>17-1 入学に際し支払った寄附金を寄附金控除の対象とした。</p> <p>17-2 財務大臣の指定がない宗教法人に対する寄附を寄附金控除の対象とした。</p> <p>17-3 地方公共団体に土地を寄附した場合、土地の価額（時価）を寄附金控除の対象とした。</p> <p>17-4 政党等に対する寄附金について、一部を寄附金控除（所得控除）の適用対象とし、残りを政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用対象とすることができるとした。</p>	<p>17-1 入学が予定される年の年末までに支払った学校に対する寄附は、原則として寄附金控除の対象とならない（所法78②かつこ書、所基通78-2）。</p> <p>17-2 宗教法人に対する寄附は、財務大臣が指定したものを除き、寄附金控除の対象とならない（所法78②二）。</p> <p>17-3 地方公共団体に土地を無償で譲渡する場合には、みなし譲渡所得が発生する（所法59①二）が、措法40《国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税》の特例の適用を受ける場合には、譲渡益相当額は寄附金控除の対象とはならず、取得価額相当額が寄附金控除の対象となる（措法40④）。</p> <p>17-4 政党等に対する寄附金については、寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかを選択できるが、その年中に支出した政党等に対する寄附金の全額についていずれの適用を受けるかを選択しなければならないこととされている（措通41の18-1）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>17-5 政治団体に対する寄附金については、すべて政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができるとした。</p>	<p>17-5 政党等寄附金特別控除の適用ができる場合は、政治資金規正法の一部を改正する法律の施行日（平成7年1月1日）から平成26年12月31日までの期間において支出した政治活動に関する寄附金で、政党又は政治資金団体等一定のものに対する寄附に限られている（措法41の18①）。</p>
<p>17-6 政治団体に対する寄附金について寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける際に、領収証のコピーのみが添付されており、選挙管理委員会が発行する「寄附金（税額）控除のための書類」が添付されていなかったため、還付留保とした。</p>	<p>17-6 政治団体に対する寄附金について寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用は、原則として選挙管理委員会が発行する「寄附金（税額）控除のための書類」が必要であるが、「寄附金（税額）控除のための書類」が申告までに発行されていない場合には、領収証のコピーを添付して申告し、後日「寄附金（税額）控除のための書類」を提出することとされているため、還付留保としない。</p>
<p>17-7 政治家本人の後援会に対する寄附について、選挙管理委員会が発行する「寄附金（税額）控除のための書類」が添付されていたため、寄附金控除を認めた。</p>	<p>17-7 選挙管理委員会が発行する「寄附金（税額）控除のための書類」は、政治資金規制法に基づく収支報告書に記載されているものであることを確認するものであり、寄附金控除の対象となるものか否かを証明するものではなく、その他の課税要件については、別途検討することとなる。</p> <p>したがって、「寄附金（税額）控除のための書類」の添付がある場合であっても、政治家本人の後援会に対する寄附は、寄附者に特別の利益が及ぶため、寄附金控除の対象とならない。</p>
<p>【18障害者控除】</p>	
<p>18-1 社会福祉事務所長が発行した「障害者控除対象者認定書」に、過去に遡及して認定する旨が記載されているにもかかわらず、各年12月31日現在で認定されているか、認定のための申請をしていなければ、障害者控除は認められないと指導した。</p>	<p>18-1 精神又は身体に障害のある65歳以上の者で社会福祉事務所長や市町村長等が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者に該当する旨が認定されている者については、障害者に該当するのであるが、過去に遡及して認定された場合にあっては、障害者控除についても過去に遡及して適用を受けることができる（所令10①七）。</p>
<p>18-2 介護保険法上の要介護の認定を受けている者について、障害者控除の対象とした。</p>	<p>18-2 介護保険法における要介護状態とは、身体又は精神の障害のために、入浴、排せつ、食事等日常生活での基本的な動作について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいうことから、要介護状態の者の一部には、福祉事務所長等の</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																																						
<p>18-3 都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が2級と記載されている者を、特別障害者に該当するとした。</p> <p>(参考)</p>	<p>認定を受けることにより、所得税法に規定する障害者に該当する者が存在することになる。</p> <p>しかし、介護保険法上の要介護認定と福祉事務所長等による認定は別の認定行為であり、介護保険上の介護認定を受けたことをもって、直ちに所得税法上の障害者に該当するものではない（所令10①七、介護保険法7）。</p> <p>18-3 精神障害者保健福祉手帳に、その障害の等級が1級と記載されている者は、特別障害者に該当することとされているが、障害の等級が2級と記載されている者は障害者に該当する（所令10②二）。</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">該当者</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">確認方法等</th> </tr> <tr> <th>障害者</th> <th>特別障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者</td> <td>知的障害者</td> <td>精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（成年被後見人）</td> <td>医師の診断書等 登記事項証明書（成年被後見人）</td> </tr> <tr> <td>1 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者</td> <td>知的障害者（療育手帳B）</td> <td>重度の知的障害者（療育手帳A）</td> <td>療育手帳</td> </tr> <tr> <td>2 精神に障害がある者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</td> <td>障害者等級 2級、3級</td> <td>障害者等級 1級</td> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> </tr> <tr> <td>3 身体障害者手帳に身体上の障害があると記載されている者</td> <td>障害の程度 3級以下</td> <td>障害の程度 1級又は2級</td> <td>身体障害者手帳（手帳を交付申請中の者は医師の診断書等）</td> </tr> <tr> <td>4 戦傷病者手帳の交付を受けている者</td> <td>障害の程度 第4項症以下</td> <td>障害の程度 特別項症から第3項症まで</td> <td>戦傷病者手帳</td> </tr> <tr> <td>5 原爆被爆者のうち、現に医療を要する者として、厚生労働大臣の認定を受けている者</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>厚生労働大臣の認定書</td> </tr> <tr> <td>6 判定時において、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等ができない状態にある者</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>7 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、市町村長等の認定を受けている者</td> <td>障害の程度が上記1又は3に準ずる者のうち、右の特別障害者に該当しない者</td> <td>障害の程度が上記1又は3に準ずる者</td> <td>市町村長等の証明書</td> </tr> </tbody> </table>		該当者	区分		確認方法等	障害者	特別障害者	1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	知的障害者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（成年被後見人）	医師の診断書等 登記事項証明書（成年被後見人）	1 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	知的障害者（療育手帳B）	重度の知的障害者（療育手帳A）	療育手帳	2 精神に障害がある者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害者等級 2級、3級	障害者等級 1級	精神障害者保健福祉手帳	3 身体障害者手帳に身体上の障害があると記載されている者	障害の程度 3級以下	障害の程度 1級又は2級	身体障害者手帳（手帳を交付申請中の者は医師の診断書等）	4 戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度 第4項症以下	障害の程度 特別項症から第3項症まで	戦傷病者手帳	5 原爆被爆者のうち、現に医療を要する者として、厚生労働大臣の認定を受けている者	—	○	厚生労働大臣の認定書	6 判定時において、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等ができない状態にある者	—	○	医師の診断書等	7 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、市町村長等の認定を受けている者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者のうち、右の特別障害者に該当しない者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者	市町村長等の証明書
該当者	区分		確認方法等																																				
	障害者	特別障害者																																					
1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	知的障害者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（成年被後見人）	医師の診断書等 登記事項証明書（成年被後見人）																																				
1 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	知的障害者（療育手帳B）	重度の知的障害者（療育手帳A）	療育手帳																																				
2 精神に障害がある者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害者等級 2級、3級	障害者等級 1級	精神障害者保健福祉手帳																																				
3 身体障害者手帳に身体上の障害があると記載されている者	障害の程度 3級以下	障害の程度 1級又は2級	身体障害者手帳（手帳を交付申請中の者は医師の診断書等）																																				
4 戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度 第4項症以下	障害の程度 特別項症から第3項症まで	戦傷病者手帳																																				
5 原爆被爆者のうち、現に医療を要する者として、厚生労働大臣の認定を受けている者	—	○	厚生労働大臣の認定書																																				
6 判定時において、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等ができない状態にある者	—	○	医師の診断書等																																				
7 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、市町村長等の認定を受けている者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者のうち、右の特別障害者に該当しない者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者	市町村長等の証明書																																				
<p>18-4 Aの父Bは特別障害者であり、Bの妻Cと同居している。AとB及びCは別居しているが、生計を一にしており、扶養親族に該当する。</p> <p>この場合、BはAと別居しているため、Aの同居特別障害者には該当しないとした。</p>	<p>18-4 同居特別障害者の判定における「同居」とは、①納税者本人、②納税者の配偶者、③納税者と生計を一にするその他の親族、のいずれかとの同居を常況としている場合と規定されている。</p> <p>よって、BはAと生計を一にする親族であるCと同居しているため、Aの同居特別障害者となる。（所法79③）</p>																																						

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【19勤労学生控除】</p> <p>19-1 確定申告において、大学生に対して勤労学生控除（他の要件は満たしている）を適用する際、在学する学校から必要な証明書の交付を受けて申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示が必要であるとした。</p> <p>【20配偶者特別控除】</p> <p>20-1 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者のそれぞれの合計所得金額が38万円を超え76万円未満であったので、夫婦の間でお互いに配偶者特別控除を適用できるとした。</p> <p>【21扶養控除】</p> <p>21-1 娘の所得金額が、純損失の繰越控除の適用の結果、38万円以下となったことから、娘を扶養親族とした。</p> <p>21-2 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用の結果、息子の合計所得金額が38万円以下となったことから、息子を扶養親族とした。</p>	<div data-bbox="890 219 1417 515" data-label="Diagram"> <pre> graph TD Root[生計を一にする親族] --- Box1[同居] Root --- Box2[B (特別障害者) --- C] Box2 --- A[A] </pre> </div> <p>19-1 確定申告の際に学校教育法に定められている学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など）以外の勤労学生は証明書を添付又は提示する必要があるが、学校教育法に定められている学校の学生については、証明書の添付又は提示は必要とされていない（所法2①三十二、120③二）。</p> <p>20-1 配偶者の一方が他の配偶者を配偶者特別控除の対象としている場合、他の配偶者は一方の配偶者を配偶者特別控除の対象とすることはできない。 これは、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることは認めない趣旨によるものである（所法83の2②）。</p> <p>21-1 扶養親族とは、居住者の親族等一定の者で生計を一にする者のうち、「合計所得金額」が38万円以下の者（所法2①三四）とされており、「合計所得金額」とは、純損失や雑損失の繰越控除を適用しないで計算した場合における総所得金額等の各課税標準（分離課税の譲渡所得の金額は特別控除前）の合計額とされている（所法2①三十ロかっこ書）。 なお、「総所得金額等の合計額」とは、純損失や雑損失の繰越控除を適用した後の金額である（所法22②）。</p> <p>21-2 扶養控除の対象となる扶養親族に該当するか否かを判断する際の「合計所得金額」は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額である（措法37の10⑥一、旧37の11③、平20改正法附則43）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>21-3 夫の控除対象配偶者とされていた妻が、年内に夫が死亡し、その後息子に扶養されていた場合、夫か息子のどちらかの扶養親族にしかねないとした。</p>	<p>21-3 年途中で死亡した居住者の控除対象配偶者であっても、その後その年中において、他の居住者の扶養親族となった場合には、その者の扶養親族として控除の対象とすることができる(所基通83～84-1)。</p>
<p>21-4 3月末まで扶養していた長男が、4月に米国の企業に就職したため出国した。 長男が扶養親族に該当するか否かの判定時期を長男の出国の時として、長男に係る扶養控除を認められた。</p>	<p>21-4 その者が納税者の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判断する。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況により判断する。 事例の場合、長男は、12月31日時点では納税者と生計を一にしていないので、扶養親族には該当しない。 なお、納税者自身が年の途中で死亡又は出国した場合は、その時の現況により判断する(所法85、所基通85-1)。</p>
<p>21-5 年途中で居住者から非居住者となった者の親族が扶養控除等に該当するかどうかの判定に当たって、その判定時期はすべて非居住者となった時とした。</p>	<p>21-5 年途中で居住者から非居住者となった者については、その者の居住者期間に生じた所得金額と非居住者期間内に生じた総合課税に係る国内源泉所得との金額の合計額について配偶者控除、扶養控除等を行うこととされているが、その場合の扶養親族等の判定は、所法85の規定に準じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税管理人の届出をして非居住者となった者については、その年の12月31日 ・ 納税管理人の届出をしないで非居住者となった者については、その居住者でないこととなる時の現況によって行うことになる(所基通165-2)。
<p>21-6 Aの妻Bは、Bの父親Cの介護のため、ここ数年Aと別居している。B及びCには収入が無く、毎月Aから生活費を受け取っている。 この場合、Cは老人扶養親族に該当するが、Aと同居していないため同居老人扶養親族とは認められないとした。</p>	<p>21-6 老人扶養親族が「当該居住者又は当該配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者」である場合には、同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例が適用される(措法41の16②)。 したがって、CはAと同居していないが、Aの配偶者であるBと同居しているため、同居老人扶養親族と認められる。</p>
<p>21-7 共働きの夫婦の場合で、一方の者の確定申告書に記載されている扶養親族について他方の扶養親族とするための更正の請求及び修正申告が認められるとした。</p>	<p>21-7 二以上の居住者の扶養親族に該当する場合の扶養親族の所属は、①予定納税額の減額申請書、②確定申告書、③扶養控除等申告書に記載されたところによるから、これらに該当しない更正の請求書や修正</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>21-8 老人扶養親族が、病気治療のために1年以上長期入院している場合は、同居を常況としている者ではないので、同居老親等には該当しないとされた。</p> <p>21-9 確定申告をしないこととした上場株式等に係る配当所得の金額の合計額が38万円超であれば、他に所得がない場合でも扶養控除の適用ができないとした。</p>	<p>申告書によって扶養親族を変更することは認められない（所法84②、所令219①、所基通85-2）。</p> <p>21-8 病気治療のための入院である限り、その期間が結果として1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居を常況としている者として取り扱って差し支えない。 ただし、老人ホーム等に入所している場合は、その老人ホームが居所となるため、同居を常況とする者には該当しない。（住民票の異動はなくても施設へ入所している場合は、当該施設が居所となる。）</p> <p>21-9 扶養控除の対象となる扶養親族に該当するか否かを判断する際の「合計所得金額」には、確定申告をしないこととした上場株式等の配当所得は含まれない。（措法8の5①）。 事例の場合、合計所得金額が0円であるので扶養親族に該当する。</p>
<p>【22地震保険料控除】</p> <p>22-1 平成19年分から損害保険料控除が廃止されたことから、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に基づく保険料の支払いについて所得控除はできないとした。</p> <p>22-2 地震保険の付された満期返戻金のある損害保険契約（契約期間30年）に基づく保険料（地震保険料12,000円、火災保険料60,000円（満期返戻金あり））について、地震保険料控除12,000円と従前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除15,000円の合計27,000円を控除できるとした。</p>	<p>22-1 平成18年分の所得税まで適用されていた損害保険料控除は、平成19年分の所得税から地震などによる損害に係る保険料等のみを対象とする地震保険料控除に改組されたが、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険料契約等」については経過措置が設けられており、従前の損害保険料控除同様の計算による控除（最高1万5千円）が適用される（平18改正法附則10）。 なお、短期損害保険料契約等に基づく保険料を支払った場合については、上記経過措置の適用はない。</p> <p>22-2 一つの損害保険契約等が、地震保険料控除の対象となる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれにも該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして控除額を計算することとされている（所法77、平18改正法附則10）。 事例の場合、地震保険料控除12,000円と従前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除15,000円のいずれかを選択して控除を受けることになる。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【23配当控除】</p> <p>23-1 申告分離課税を選択した配当所得について、配当控除が適用できるとした。</p> <p>23-2 外国法人からの配当所得について配当控除を適用した。</p> <p>23-3 みなし配当には配当控除は適用されないとした。</p> <p>23-4 課税総所得金額（所得控除後）が1,000万円を超えている場合に、配当控除額を全部10%で計算した。</p> <p>23-5 配当控除額の計算に当たって、課税総所得金額が1,000万円を超えるかどうかについては、課税総所得金額に課税退職所得金額、課税山林所得金額及びすべての申告分離課税の課税所得金額を合計して判定するとした。</p>	<p>23-1 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の申告については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができるが、配当控除が適用できるのは、総合課税を選択した場合のみであり、申告分離課税を選択した場合には配当控除を適用することができない（措法8の4①）。</p> <p>23-2 外国法人から受け取る配当は、配当控除の対象となる配当から除かれている（所法92①かつこ書）。</p> <p>23-3 「みなし配当」とは、法人の合併等において、交付の原因となった法人の株式又は出資に対応する金額を越える部分に係る金銭その他の資産について、所法24①に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすものである（所法25①）。</p> <p>一方、配当控除とは、所法24①に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等を有する場合に、所得税額から一定額を控除する制度であり、上記のとおり「みなし配当」は所法24①に規定する剰余金の配当等とみなされることから、配当控除の対象となる（所法92①）。</p> <p>23-4 配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1,000万円を差し引いた金額までは5%の配当控除になる（所法92①）。</p> <p>なお、株式投資信託（特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得を除く。）の収益の分配については株式組入割合や外貨建資産割合に応じて5%、2.5%、0%となっており、課税総所得金額等が1,000万円超で、かつ、課税総所得金額等から配当所得を控除した金額が1,000万円以上の場合には2.5%、1.25%、0%となる。</p> <p>23-5 配当控除額を計算する際の「課税総所得金額」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総所得金額、 ②上場株式等に係る配当所得の金額 ③長期譲渡所得の金額 ④短期譲渡所得の金額

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い								
<p>23-6 事業所得の赤字と配当所得の金額とを損益通算した結果、総所得金額が0になるため、配当控除の適用はないとした。</p> <div data-bbox="225 1153 598 1400" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔例〕</p> <table border="0"> <tr> <td>事業所得</td> <td style="text-align: right;">▲2,500万円</td> </tr> <tr> <td>配当所得</td> <td style="text-align: right;">2,500万円</td> </tr> <tr> <td>分離長期譲渡所得</td> <td style="text-align: right;">3,000万円</td> </tr> <tr> <td>所得控除額</td> <td style="text-align: right;">280万円</td> </tr> </table> </div>	事業所得	▲2,500万円	配当所得	2,500万円	分離長期譲渡所得	3,000万円	所得控除額	280万円	<p>⑤株式等に係る譲渡所得等の金額 ⑥先物取引に係る雑所得等の金額 から所得控除額の合計額を差し引いた後の、 ①課税総所得金額、 ②上場株式等に係る課税配当所得の金額 ③課税長期譲渡所得金額 ④課税短期譲渡所得金額 ⑤株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ⑥先物取引に係る課税雑所得等の金額 の合計額をいう（措法8の4③四、31③四、32④、37の10⑥六、41の14②四）。</p> <p>したがって、課税退職所得金額及び課税山林所得金額は配当控除額を計算する際の「課税総所得金額」には含まれない。</p> <p>23-6 損益通算や純損失又は雑損失の繰越控除により総所得金額が0になる場合であっても、その年分に山林所得、退職所得、分離課税の譲渡所得などがあるときは、その所得税額から配当控除を受けることができる（所法92②）。</p> <div data-bbox="646 1153 1348 1601" style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>課税総所得金額 2,720万円</p> <p>配当所得 2,500万円</p> <p>1,000万円超の部分</p> <p>配当控除 5%部分 1,720万円</p> <p>1,000万円</p> <p>その他の部分</p> <p>配当控除 10%部分 780万円</p> <p>所得控除額 280万円</p> </div>
事業所得	▲2,500万円								
配当所得	2,500万円								
分離長期譲渡所得	3,000万円								
所得控除額	280万円								
<p>【24外国税額控除】</p> <p>24-1 不動産所得及び配当所得に係る外国所得税について、不動産所得に係る外国所得税を不動産所得の必要経費に算入し、配当所得に係る外国所得税を外国税額控除の対象とした。</p>	<p>24-1 外国所得税がある場合には、その年中に確定したすべての外国所得税について、外国税額控除が必要経費に算入するかを選択することになる（所法46、所基通46-1）。</p> <p>※ 外国所得税額について必要経費算入ができるものは、①不動産、事業、山林、一時又は雑所得に限られ、②利子、配当、給与、退職又は譲渡所得については、必要経費という概念がないため、二</p>								

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>24-2 確定申告時に外国税額控除の適用を失念していた納税者に対して、更正の請求ができないとした。</p> <p>また、確定申告後に外国における譲渡所得があることが判明したため、修正申告書の提出を受けたが、その際に外国税額控除の適用ができないとした。</p> <p>24-3 平成24年中に生じた国外所得に係る外国所得税を平成25年に納付したが、平成25年には国外所得が発生していないため、外国税額控除の適用はないとした。</p>	<p>重課税を調整する方法としては、外国税額控除によるしかない。</p> <p>したがって、②に係る外国所得税について外国税額控除の適用を受ける場合は、①に係る外国所得税についても外国税額控除の対象とすることとなり、必要経費に算入することはできない。</p> <p>また、①に係る外国所得税を必要経費に算入する場合は、②に係る外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることはできない。</p> <p>24-2 平成23年分以後の所得税の更正の請求及び修正申告時における適用が認められる。</p> <p>※ 平成22年分までは、原則として（一定の場合は更正の請求を認めることができる。平19.5.9福岡高裁、平21.3.23最高裁）、確定申告書に外国税額控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、外国所得税を課されたことを証する書類等の添付がある場合に限り適用され、その控除額は、確定申告書に記載された金額を限度として認められていた（旧所法95⑤、旧所規41）。</p> <p>24-3 外国税額控除は、居住者が、外国所得税を納付することとなる各年において、その年分の国外所得を基に計算した控除限度額を限度として、その年分の所得税の額から控除するものである（所法95①）。</p> <p>したがって、外国所得税を納付した年分（平成25年）に国外所得がない場合は、控除限度額が0円となるため、原則として外国税額控除は適用できない。</p> <p>しかしながら、外国所得税額が控除限度額に満たない場合は、その満たない部分を控除限度額として翌年以後3年間繰り越すことができる（所法95②、所令223、224）。</p> <p>事例の場合は、平成25年に国外所得はないが、平成24年に国外所得があるため、平成24年分において計算される控除限度額を平成25年に繰り越す確定申告をしていた場合、平成25年において外国税額控除の適用を受けることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} = \text{外国税額控除の限度額}$ </div> <p>※ 平成23年分以後の所得税において、当初申告要件が廃止されたため、繰り越された平成25年分の確定</p>

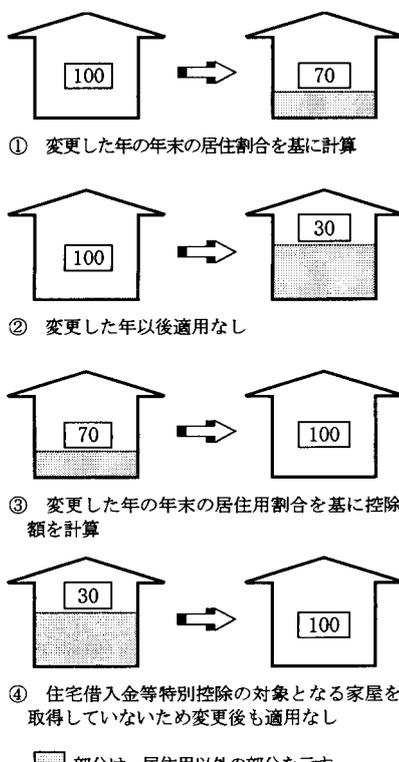
個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																				
<p>24-4 外国税額控除を適用する際の控除限度額の計算において、「その年分の所得総額」は、申告分離課税の株式に係る譲渡損失やその繰越控除がある場合、当該損失や繰越控除を適用した後の金額で計算する。</p> <p>24-5 平成21年に国外所得が発生したが、国外所得に係る外国所得税の申告及び納付を失念し、平成25年に当該外国所得税を納付した。 この場合、平成25年分の確定申告で、外国税額控除を受けることができるとした。</p> <p>24-6 わが国と租税条約を締結していない国で課された外国税額については、外国税額控除の適用はできないとした。</p> <p>【25住宅借入金等特別控除】</p> <p>25-1 住宅借入金等特別控除の適用において、生計を一にする親族からの取得については、取得後生計を別にする場合であっても対象外とした。</p> <p>25-2 Aは離婚に伴う財産分与により前夫B所有の住宅を取得したが、財産分与により取得した場合には、居住要件等その他の要件を満たしていたとしても、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。</p>	<p>申告において外国税額控除を適用する旨の記載がなかった場合でも、更正の請求等により適用を受けることができる（所法95⑥）。</p> <p>24-4 「その年分の所得総額」は申告分離課税の株式に係る譲渡損失やその繰越控除がある場合、当該損失や繰越控除を適用する前の金額で計算することになる（所令222②、措令19 ㉓、20④、21⑦、25の8⑭、25の11⑤、25の11の2⑳、25の12の2 ㉒、26の23⑥、26の26⑪）。</p> <p>24-5 国外所得が発生した平成21年に外国所得税の納付がない場合には、平成21年分で計算される控除限度額を控除余裕額として3年間繰り越すことができる。 事例の場合は、外国所得税を納付した年が繰り越すことができる3年間を超えており、繰越控除限度額がなくなったため、外国税額控除を適用することはできない（所法95②）。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td>平 21</td> <td>平 22</td> <td>平 23</td> <td>平 24</td> <td>平 25</td> </tr> <tr> <td>国外所得 の発生</td> <td colspan="3" style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td>納 付</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"></td> <td>繰越し 不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">3年間繰越し可能</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>24-6 租税条約の締結は、外国税額控除の適用要件とはなっていない（所法95）。</p> <p>25-1 生計を一にする親族から住宅を取得した場合であっても、取得後生計を別にしていれば、他の要件を満たす限り、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる（措法41①、措令26③）。</p> <p>25-2 Aの取得した住宅は前夫から贈与ではなく財産分与により取得したものである。また、既に離婚していることから生計を一にする親族等からの既存住宅の取得にも該当しないことから、居住要件等その他の要件を満たしていれば、Aは住宅借入金等特別控</p>	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	国外所得 の発生				納 付					繰越し 不可		3年間繰越し可能			
平 21	平 22	平 23	平 24	平 25																	
国外所得 の発生				納 付																	
				繰越し 不可																	
	3年間繰越し可能																				

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>25-3 住宅借入金等特別控除の適用において、添付書類として「家屋の登記事項証明書」が必ず必要であるとした。</p> <p>25-4 「住宅取得資金贈与の特例」を受けた場合の「住宅借入金等特別税額控除額」の対象となる金額の判定に当たって、「借入金の年末残高」と「家屋等の取得対価の額」のどちらか少ない方で判定し、住宅借入金等特別税額控除額の計算を行った。</p> <p>25-5 所得基準（3,000万円）を判定するのに、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断した。</p> <p>25-6 住宅借入金等特別控除の適用期間中に家屋の床面積の居住用割合が60%から40%に減少したが、引き続き住宅借入金等特別控除の適用が受けられるとした。</p>	<p>除を受けることができる(措法41①、措令26③)。 なお、財産分与により取得した家屋が既に住宅借入金等特別控除の適用を受けている共有家屋の持ち分である場合には、当初から保有していた共有部分と追加取得した共有部分（既存住宅の取得となる。）のいずれについても住宅借入金等特別控除を受けることができる（平21. 2. 20裁決）。</p> <p>25-3 次の(1)～(3)を明らかにする書類として「家屋の登記事項証明書」、「請負契約書」の写し、「売買契約書」の写し等が必要なのであるから、「家屋の登記事項証明書」がなくても次の(1)～(3)を確認することができれば、住宅借入金等特別控除を適用することができる（措法41⑦、措規18の21⑨、措通41-10(1)）。</p> <p>(1) 家屋の新築又は取得年月日 (2) 家屋の取得対価の額 (3) 家屋の床面積が50平方メートル以上であること。 （登記簿上表示される水平投影面積による。）</p> <p>25-4 住宅取得資金の贈与の特例（措法70の3）を受けた場合において、贈与された住宅取得資金と住宅借入金等の合計額が家屋等の取得対価の額を超える場合には、先に家屋等の取得対価の額から住宅取得資金の贈与の特例の金額を差し引き、その残額が住宅借入金等特別控除の対象となる（措令26⑤⑩）。</p> <p>※ この規定は平成23年6月の税制改正により明確化されたが、同法の施行日（平成23年6月30日）前の売買契約等についても同様であることに留意する。</p> <p>25-5 合計所得金額が3,000万円以下であるか否かの判定は、分離課税の譲渡所得については特別控除前で行う（所法2①三十ロかっこ書、措法31①③、32①④）。</p> <p>25-6 住宅借入金等特別控除は、家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されている家屋を取得等して、適用年まで引き続き居住の用に供していることが要件とされている（措法41①、</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>25-7 土地の所有者を父、家屋の所有者を子として土地付き家屋を購入した場合、それぞれに住宅借入金等特別控除を適用した。</p> <p>25-8 新築の日前2年以内に、金融機関等からの借入金により先行取得した土地等について、家屋を目的とする抵当権が設定されていないにもかかわらず、その土地等に係る借入金を控除対象とした。</p>	<p>措令26①、②）。</p> <p>この規定は、家屋の取得の年だけでなく適用年には継続されることから、取得時に要件を満たす家屋であったとしても、居住の用に供されている家屋の床面積が2分の1に満たないこととなった年以後については、住宅借入金等特別控除の適用は受けられない。</p>  <p>① 変更した年の年末の居住割合を基に計算</p> <p>② 変更した年以後適用なし</p> <p>③ 変更した年の年末の居住用割合を基に控除額を計算</p> <p>④ 住宅借入金等特別控除の対象となる家屋を取得していないため変更後も適用なし</p> <p>■ 部分は、居住用以外の部分を示す。</p> <p>25-7 住宅借入金等特別控除の対象となる借入金は、家屋の購入とともにその家屋の敷地に要する資金に充てるための借入金とされることから、父は、土地購入の借入金しか有していないため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない（措令26⑩）。</p> <p>25-8 家屋の敷地の用に供する土地等を新築の日前2年以内に取得（先行取得）した場合にその土地等の取得に要する借入金が金融機関等からの借入金である場合には、家屋を目的とする抵当権が設定されていなければ控除対象とならない（措法41①一、二、措令26⑧六イ）。</p> <p>なお、国家公務員共済組合等からの借入金又は債</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>25-9 定期借地権付住宅の購入資金に充てるための借入金についても、住宅借入金等特別控除の対象となり得るが、地主に対して権利金を支払う場合と、保証金を支払う場合とで同じ取扱いをした。</p>	<p>務については、債務者又は敷地の購入者が一定期間内に居住用家屋の建築を貸付条件とされており、かつ、条件に沿ってなされたことについて債権者の確認を受けている場合などにおいては、家屋を目的とする抵当権の設定がなくても対象となる（措法41①一、二、措令26⑥六ロ）。</p> <p>25-9 借地権の設定の対価として、地主に権利金を支払う場合には、その権利金の支払に充てるための借入金は、原則として控除対象となる。</p> <p>借地権の設定に際して、地主に保証金を預託する場合には、その保証金そのものは借地権の設定の対価ではないため、その支払に充てるための借入金は、控除対象とはならない。</p> <p>しかし、その定期借地権を設定した日の属する年の月における基準年利率未満の約定利率による利息の支払があるとき又は支払うべき利息がないときは、基準年利率による一定の計算方法によって計算した金額を土地等の取得の対価の額として取り扱うこととされ、その取得対価の額に相当する借入金を、原則として控除対象とする（措通41-28、財産評価基本通達27-3(2)）。</p> <p>※ 「基準年利率」とは、財産評価基本通達4-4に掲げる利率をいう（平25.5.16付課評2-16「平成25年分の基準年利率について」（最終改正 平25.7.1 課評2-32）参照）。</p>
<p>《財産評価基本通達27-3(2)》</p> $\text{保証金等の額に相当する金額} - \left[\text{保証金等の額に相当する金額} \times \frac{\text{定期借地権等の設定期間年数に 応じる 基準年利率の 複利現価率}}{\text{定期借地権等の設定期間年数に 応じる 基準年利率の 複利現価率}} \right] - \left[\text{保証金等の額に相当する金額} \times \frac{\text{約定利率} \times \text{定期借地権等の設定期間年数に 応じる 基準年利率の 複利年金現価率}}{\text{定期借地権等の設定期間年数に 応じる 基準年利率の 複利年金現価率}} \right]$ <p>【計算例】（保証金 1,500万円、設定期間50年の一般定期借地権で、契約終了時に無利息で返還）</p> $\begin{array}{l} \text{(保証金の額)} \\ 1,500 \text{万円} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{(保証金の額)} \\ 1,500 \text{万円} \end{array} \times \left(\frac{\text{設定年数 50 年に 応じる 年 1.0\% (注) の 複利現価率}}{\text{}} \right) \right] = \begin{array}{l} \text{(適用対象金額)} \\ 588 \text{万円} \end{array}$ <p>(注) 平成25年6月の基準年利率は1.0%</p>	

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>25-10 夫婦共有の家屋を妻単独名義（夫は連帯保証人）の借入金4,000万円で購入した翌年以降に、借入金の契約を変更して妻名義2,000万円、夫名義2,000万円の借入金に変更した場合、変更の年以後の年分について夫も住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるとした。</p>	<p>25-10 住宅借入金等特別控除は、政令で定める家屋を取得等して、取得等に係る借入金等を有していることが要件とされている（措法41①）。</p> <p>事例の場合、夫は連帯保証人にすぎず、家屋の取得時に借入金等を有していない。</p> <p>したがって、その後、夫名義の借入金が発生したとしても、その借入金は新たに生じた債務であり、家屋の取得等のための借入金を借り換えるものには当たらないため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。</p> <p>なお、当初の借入れが妻単独の借入れではなく、妻と夫の連帯債務である場合には、夫も住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。</p>
<p>25-11 年末に住宅借入金の繰上返済をした結果、借入先から送付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」に記載された年末残高の予定額より実際の残高が少なくなったが、予定額に基づき、住宅借入金等特別控除の計算を行った。</p>	<p>25-11 住宅借入金等特別控除額の計算は、その年の12月31日における住宅借入金等の金額の合計額を基に計算することとされている（措法41②③⑤、41の2）。</p> <p>事例の場合、12月31日における実際の住宅借入金等の残高を基に、住宅借入金等特別控除額の計算をすることとなる（措通41-20）。</p> <p>なお、繰上返済等の結果、償還期間が10年未満となる住宅借入金等については、その年分以後、住宅借入金等特別控除の適用はできない（措通41-19）。</p>
<p>25-12 住宅借入金等特別控除の適用を受けている者が、住宅借入金の借換えをした場合、当初の住宅借入金と新たな住宅借入金の償還期間の合計が10年以上であれば、住宅借入金等特別控除の適用を受けられることとした。</p>	<p>25-12 住宅借入金等の借換えをした場合は、新たな借入金が次の要件等を満たす場合には、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金として取り扱われる。</p> <p>① 新たな借入金が当初の借入金の返済のためのものであることが明らかであること</p> <p>② 新たな借入金の償還期間が10年以上であること</p> <p>したがって、新たな借入金の償還期間が10年未満であれば適用されない。</p> <p>なお、新たな借入金の当初金額が借換え直前の当初借入金残高を上回っている場合には次の算式により計算した金額が対象となる住宅借入金等の年末残高となる。</p> $\text{その年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>25-13 当初借入金の償還期間が10年未満であったため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができなかった場合は、適用期間中に償還期間を10年以上に変更した場合であっても、その後、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。</p>	<p>25-13 借入金の償還期間が10年未満であったため住宅借入金等特別控除を適用出来なかった場合であっても、翌年以後に償還期間を10年以上に変更すれば、変更した年分から残りの年分については住宅借入金等特別控除を適用できる。</p>
<p>25-14 金融機関からの借入れであっても、金利が1%未満の借入金は住宅借入金等特別控除の対象とならないとした。</p>	<p>25-14 償還期間が10年以上で、割賦償還の方法により返済することとされている金融機関からの借入金である場合には、その利率が1%未満であっても、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金に該当する（措法41①一）。</p>
<p>25-15 昨年住宅を取得して住宅借入金等特別控除の適用を受けている公務員が、2年間の予定で海外派遣された場合において、派遣後も配偶者及び子供が引き続きその住宅に居住する場合であっても、海外赴任期間については非居住者に該当するから、住宅借入金等特別控除の適用はできないとした。</p>	<p>25-15 公務員は、出国により国内に住所を有しない場合であっても、国内に住所を有するものとみなされ、居住者に該当する（所法3①、措法2①一の二）。 ※ 事例の場合、家族が引き続き居住の用に供するなど一定の要件を満たすときには住宅借入金等特別控除の適用がある。 なお、公務員以外の者においては、海外赴任期間中は非居住者となることから適用がない。</p>
<p>25-16 住宅借入金等特別控除の再適用に当たり、2年間の予定で海外赴任することになったが、海外赴任期間中、居住していた家屋を3年間賃貸することから、2年後に帰国後、1年間賃貸住宅に入居しその後、自己の家屋に再居住するため、再適用は認められないとした。</p>	<p>25-16 住宅借入金等特別控除の再適用の要件として、転任の命令に伴う転居等により家屋に居住しないこととなった後に、再びその家屋に居住することを要件としているが、転任の命令に伴う転居等の事由が解消した後、遅滞なく（又は一定の期間内に）再居住すべきことを要件とはしていない（措法41⑩）。 したがって、転任の命令に伴う転居に基因して居住の用に供しなくなった後、再居住するのであるから、他の要件を満たせば住宅借入金等特別控除の再適用は認められる。 なお、再居住した年の途中まで家屋を賃貸していた場合には、再居住した年の翌年から再適用が認められる。</p>
<p>25-17 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用と、買換え資産の取得に係る住宅借入金等特別控除の適用は、重複できないとした。</p>	<p>25-17 居住用財産の譲渡損失の金額が生じた場合には、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例（措法41の5）と住宅借入金等特別控除は重複適用できる。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>25-18 平成18年に入居し、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた納税者が、平成25年分の確定申告をする際に課税総所得金額が0円となったので、「住民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出すれば税源移譲に伴う税額が住民税から減額される旨説明した。</p>	<p>25-18 税源移譲に伴う制度とは、当該年分の住宅借入金等特別控除額と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（以下「課税総所得金額等」という。）に改正前の税率を適用した場合の所得税額のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについて住民税から控除する制度である（平成18年地法附則5の4）。</p> <p>事例の場合、課税総所得金額が0円であることから残額は発生せず税源移譲の対象となる金額はない。</p> <p>※ 平成21年度税制改正により、①平成11年から平成18年までに入居した者又は②平成21年から平成25年までに入居した者で、所得税の住宅借入金等特別控除を適用し、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、その控除しきれなかった金額を、<u>所得税の課税総所得金額等の5%と97,500円</u>のいずれか少ない方の金額を限度として、翌年分の住民税から控除するとされ、この際、市町村への申告書の提出は不要とする新制度が創設された（地方税附則5の4の2）。</p> <p>ただし、①平成11年から平成18年までに入居した者で、新制度による計算が従前の税源移譲に伴う制度による計算より不利となる場合は、3月15日（期限の有無規定はない。）までに「住民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することによって、従前の税源移譲制度を選択することができる（地方税附則5の4）。</p>
<p>25-19 平成20年に居住の用に供した者に対し、所得税で引ききれなかった住宅借入金等特別控除額は住民税から減額される旨説明した。</p>	<p>25-19 所得税で引ききれなかった住宅借入金等特別控除額を住民税から減額する制度は、平成11年から平成18年までに入居した者又は平成21年分から平成25年までに入居した者が対象である（地法附則5の4の2）。</p> <p>また、税源移譲の結果減少する控除額を住民税から減額する措置は、平成11年から平成18年までに入居した者が対象である（地法附則5の4）。</p> <p>したがって、平成19年又は20年に入居した場合には、住民税から減額する制度はない。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【26住宅耐震改修特別控除】</p> <p>26-1 地震に備えて、25年前(昭和63年)に新築した家屋の耐震改修工事を行い、その費用の10%相当額を住宅耐震改修特別控除として、所得税額から控除した。</p> <p>26-2 自己の居住の用に供する家屋について住宅耐震改修工事を行ったが、その後勤務先の転勤命令によりその年の12月末まで引き続き居住することができなくなったため、住宅耐震改修特別控除の適用はできないとした。</p> <p>26-3 住宅耐震改修工事を行い、地方公共団体から「住宅耐震改修証明書」の交付を受けたが、増改築に係る住宅借入金等特別控除を受けたため、住宅耐震改修特別控除の適用はできないとした。</p>	<p>26-1 平成18年4月1日から平成29年12月31日までの間に、一定の要件(※)を満たす耐震改修を行った場合には、その費用の額(平成23年6月30日以後に契約を締結した場合は、改修に係る補助金等の額を控除した金額)又は耐震工事の標準的な費用の額のいずれか少ない金額の10%相当額(最高20万円)を所得税額から控除できる(措法41の19の2、措令26の28の4、措規19の11の2、平成23改正法附則46)。</p> <p>※ 一定の要件とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① この家屋が申請者の居住の用に供する家屋(昭和56年5月31日以前に建築されたもの)で、現行の耐震基準(昭和56年6月1日以後)に適合していないものであること ② この家屋について現行の耐震基準(昭和56年6月1日以後)に適合させるための耐震改修を行ったこと ③ この耐震改修が平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に行われたものであること ④ 平成23年6月30日前に住宅耐震改修に係る契約を締結した場合は、耐震改修を行う家屋が一定の計画区域内にあること <p>事例の場合、昭和56年5月31日以前に建築されたものではないことから、住宅耐震改修特別控除を適用できない。</p> <p>26-2 住宅耐震改修特別控除は、居住者が平成18年4月1日から平成29年12月31日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画区域内(平成23年6月30日以後に住宅耐震改修に係る契約を締結する場合は適用対象となる地域の要件はない。)において、その居住の用に供する一定の家屋に耐震改修を行った場合に、適用があることとされているが、その年の年末まで引き続き居住することが要件とされていない(措法41の19の2)。</p> <p>したがって、当該耐震改修工事を行ったときにおいて、その家屋を居住の用に供していれば住宅耐震改修特別控除の適用を受けることができる。</p> <p>26-3 住宅借入金等特別控除の要件及び住宅耐震改修特別控除の要件(問26-1参照)を満たせば、重複適用は可能である。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>26-4 住宅耐震改修特別控除の適用年分について、住宅耐震改修証明書の「証明書日付」の属する年とした。</p>	<p>26-4 住宅耐震改修特別控除の適用年分は、住宅耐震改修証明書に記載された「耐震改修が完了した日」の属する年分となる（措通41の19の2-1）。</p>
<p>【27確定申告】</p>	
<p>27-1 給与所得が1か所（年末調整済）で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下である納税者は、確定申告を要しない者であるから、医療費控除の適用を受けるための還付申告書を提出するときにも、給与所得のみで申告すればよいとした。</p>	<p>27-1 確定申告を要しない者（所法121）が、還付申告書を提出する場合には、給与所得及び退職所得以外の20万円以下の所得も申告に含める必要がある。</p>
<p>27-2 同族会社の役員（給与所得の年末調整済）が、その法人から貸付金利息を受け取っている場合、その金額が20万円以下であれば、確定申告の必要はないとした。</p>	<p>27-2 同族会社の役員については、年末調整済の給与（1か所）以外に、その同族会社から貸付金利息、不動産等の使用料の支払を受けている場合には、それらの所得を含めて計算した税額から配当控除及び年末調整に係る住宅借入金等特別控除の金額を控除した後の税額がある限り確定申告をしなければならない（所法120、121、所令262の2、措法41の2の2④二）。</p>
<p>27-3 2か所以上から給与の支払いを受けている者で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える場合は、確定申告しなければならないとした。</p>	<p>27-3 事例の場合でも、その年中に支払を受ける給与の収入金額の合計額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の場合は、確定申告義務はない（所法121①二、所基通121-6）。</p>
<p>27-4 その年中に2か所以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合は、年末調整の対象とならないので、申告義務が生ずるとした。</p>	<p>27-3 ※ 各種所得の金額の合計額に算入される一時所得の金額及び総合長期譲渡所得の金額は、それぞれ2分の1した後の金額となる（所法22②）。</p>
<p>27-4 その年中に2か所以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合は、年末調整の対象とならないので、申告義務が生ずるとした。</p>	<p>27-4 年末調整の要件である「一の給与等の支払者から給与等の支払を受け」とは、その年中の同一時点においては2か所以上の給与等の支払者から給与等の支払を受けることがない場合であるから、2か所以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合であっても、当該給与の全部について同一時点で2か所に勤務していない場合には、年末調整の対象となる。（所法121①一、190、所基通121-4）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>27-5 2か所から給与の支払いを受けている者で、1か所は国内の会社からの給与200万円、もう1か所は国外の会社から直接受ける給与が15万円である場合、従たる給与が20万円以下であるため、確定申告は不要であるとした。</p>	<p>27-5 2か所以上から給与等の支払いを受けている場合で、その給与等の全部が、源泉徴収対象のものである場合には、従たる給与等の支払者から支払を受ける金額が20万円以下であるときは、確定申告は不要とされているが、その給与が源泉徴収対象でない場合には、確定申告が必要となる（所法121①二、所基通121-5）。</p>
<p>27-6 不動産所得を有している給与所得者について、青色申告特別控除（65万円）後の不動産所得金額が20万円以下となることから、確定申告書の提出を要しないとされた。</p>	<p>27-6 確定申告を要しない規定（所法121条1項）が適用されるか否かを判断する場合における「給与所得及び退職所得以外の所得金額」とは、法及びその他法令の規定により確定申告書の提出等を要件として適用される特例等を適用しないで計算した当該所得金額をいう旨定められている（所基通121-6）ところ、事例の場合の不動産所得の金額は、確定申告等の提出を要する65万円の青色申告特別控除を適用しないで算定（10万円の青色申告特別控除額控除後）した金額が20万円超となることから、確定申告書の提出を要することとなる。</p> <p>※ なお、10万円の青色申告特別控除額を適用する場合には、確定申告書への記載等の手続き要件はないことから、控除適用後の所得金額が20万円以下となる場合には、確定申告書の提出は要しない。</p>
<p>27-7 給与所得者が提出した医療費控除を受けるための還付申告書（法122条）に誤りがあり、正当に計算しなおすと還付税額が発生しないので、還付申告書を撤回できるとした。</p>	<p>27-7 確定申告書に記載されたところによれば法121条の規定に該当することとなる給与所得者から提出された申告書で第3期分の税額が記載があるものについてのみ当該申告書の撤回ができる（所基通121-2）とされている。</p> <p>そうすると、還付される税額が記載されている法122条の規定に該当する確定申告書の撤回はできないこととなる。</p>
<p>27-8 アパートの貸付をしている会社員が不動産所得の金額が赤字であったとして給与所得と損益通算を行い、給与所得に係る源泉所得税の還付を受けたが、不動産所得を調査したところ10万円の所得があることが判明した。この場合に、所法121の規定の適用があるとされた。</p>	<p>27-8 還付申告書を提出している場合は、所法121及び所基通121-2を適用することはできないので、不動産所得を10万円とする課税処理がなされることになる（所法121、所基通121-2）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>27-9 青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を承継した相続人が青色申告の承認を受けるには、新たな事業の開始であるから、承継した事業の開始の日から2か月以内に青色申告の承認申請書を提出しなければならないとした。</p>	<p>27-9 既に青色申告の承認を受けている被相続人の事業の承継により、新たに事業を開始する場合、その相続人に係る青色申告の承認申請書は、相続開始の日から4か月を経過する日（準確定申告書の提出期限）と青色申告の承認があったものとみなされる日とのいずれか早い日までに提出すればよいこととされている（所法147、所基通144-1）。</p> <p>具体的には、次のようになる。</p> <p>(1) その死亡が1月1日から8月31日までの場合 ⇒ 死亡の日から4か月以内 (この場合のみなし承認は、12月31日)</p> <p>(2) その死亡が9月1日から10月31日までの場合 ⇒ その年の12月31日 (この場合のみなし承認は、12月31日)</p> <p>(3) その死亡が11月1日から12月31日までの場合 ⇒ 翌年2月15日まで (この場合のみなし承認は、翌年2月15日)</p>
<p>27-10 従前から事業的規模に至らない程度の不動産貸付業を営んでいる者が、本年7月に事業所得を生ずべき事業を開始した場合に、事業を開始した日から2か月以内に青色申告承認申請書を提出したときは、本年分から青色申告が認められるとした。</p>	<p>27-10 所得税法第144条に規定する「新たに業務を開始した場合」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務のいずれも営んでいない者が、いずれかの業務を開始した場合をいう。</p> <p>したがって、事例の場合は、本年3月15日までに青色申告承認申請書を提出していない限り、本年分について青色申告によることはできない（所法144）。</p>
<p>27-11 源泉徴収義務者が給与所得者等から源泉徴収した税額を納付していない場合、給与所得者等は還付申告により還付を受けることはできないとした。</p>	<p>27-11 給与の支払を受けた者の所得税の還付については、源泉徴収義務者が所得税を徴収して国に納付すべき日に、その納付があったものとされている（所法223）ため、源泉所得税が未納になっていても、還付を受けることができる。</p> <p>一方、給与自体が未払いの場合は源泉徴収票に内書され、源泉所得税が納付されるまで（給与が支払われるまで）還付が留保される（所法138②）。</p>
<p>27-12 未納源泉税額がある還付申告書を提出していた者が、国税の徴収権が消滅した後に、未納状態が解消されたとして、「源泉徴収税額の納付届出書」を提</p>	<p>27-12 「源泉徴収税額の納付届出書」は、国税の徴収権が消滅した後も提出することができる。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>出して未納源泉税額にかかる還付を求めてきた場合、徴収権が消滅しているため、還付することは出来ないとして届出書を受理しなかった。</p> <p>【28電子申告関係】</p> <p>28-1 申告義務がない者（所法122該当者）に対して、平成24年分の還付申告書を平成25年3月16日以後に電子申告した場合であっても電子証明書等特別控除（最高3,000円）の適用を受けることができる旨説明した。</p> <p>28-2 平成23年分で電子証明書等特別控除1,000円の適用を受けたが、限度額の4,000円まで残り3,000円の余裕があったので、平成24年分で3,000円を控除した。</p> <p>28-3 平成23年分で電子証明書等特別控除を4,000円控除していたが、所得控除漏れを内容とする更正の請求書を提出したところ、更正後の税額は0円となり電子証明書等特別控除を適用する必要がないため、平成24年分の確定申告で電子証明書等特別控除を適用した。</p> <p>28-4 平成24年分の所得税の確定申告情報を、電子署名に係る電子証明書と併せて申告期限までに送信したが、電子証明書等特別控除を適用せずに送信したため、更正の請求を電子送信した上で電子証明書等特別控除を適用することとした。</p>	<p>正しい取扱い</p> <p>28-1 平成24年分については平成25年3月15日までに電子申告しなければ、当該年分において電子証明書等特別控除の適用を受けることはできない。</p> <p>なお、平成19年分から平成23年分のうちいずれかの年分の確定申告で適用を受けた者は、平成24年分において再度の適用はない（旧措法41の19の5②③）。</p> <p>※ 電子申告証明書等特別控除は、平成25年分以後廃止。</p> <p>28-2 電子証明書等特別控除の適用は、平成19年分から平成24年分のいずれか一の年分に限られており、平成23年分で当該控除の適用を受けた場合は、たとえ控除額に余裕があったとしても、平成24年分において残余の控除額を控除することはできない（旧措法41の19の5③）。</p> <p>※ 電子申告証明書等特別控除は、平成25年分以後廃止。</p> <p>28-3 電子証明書等特別控除は、確定申告期限内に送信する確定申告書と併せて、電子証明書等特別控除の適用を受ける旨及び適用を受けようとする電子証明書等特別控除額を送信する場合に限り適用される。</p> <p>したがって、当初申告において、電子証明書等特別控除を適用しているため、更正の請求により税額が0円になったとしても、平成24年分において電子証明書等特別控除を適用することはできない（旧措法41の19の5②）。</p> <p>※ 電子申告証明書等特別控除は、平成25年分以後廃止。</p> <p>28-4 電子証明書等特別控除は、確定申告情報と併せて、電子証明書等特別控除の適用を受ける旨及び適用を受けようとする電子証明書等特別控除額に係る情報を送信した場合に限り適用される。</p> <p>したがって、更正の請求により電子証明書等特別控</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>28-5 平成24年分の確定申告で電子証明書等特別控除1,000円の適用を受けた。</p> <p>期限後に誤りが発覚し、税額が増加したが、電子証明書等特別控除の限度額までの残り2,000円を追加して控除することはできない旨説明した。</p> <p>28-6 電子申告に当たって第三者作成書類（医療費の領収書等）の添付を省略した者に対し、内容を入力して送信していることから、医療費の領収書等の保存は必要ないと説明した。</p> <p>【29予定納税】</p> <p>29-1 平成25年分の確定申告において、予定納税基準額が147,000円である者に対して、平成26年分の予定納税は不要であるとした。</p>	<p>除を適用することは適用できない（旧措法41の19の5②）。</p> <p>※ 平成23年12月の税制改正により、控除額を当初申告額に限る旨の規定の見直しは行われたが、当初申告要件は廃止されていないため、翌年の3月15日までにを行う当初申告時に当該控除を受ける旨の記載がなければ更正の請求等によって新たに控除を受けることはできない（旧措法41の19の5）。</p> <p>※ 電子申告証明書等特別控除は、平成25年分以後廃止。</p> <p>28-5 平成23年分以後は、控除額を当初申告額に限る旨の規定が廃止されたため、修正申告等により控除額を増加することができる（旧措法41の19の5）。</p> <p>※ 平成22年分以前の所得税については、修正・更正等により税額が増加することになっても、控除額は当初申告の額が限度となる（旧措通41の19の5②）。</p> <p>※ 電子申告証明書等特別控除は、平成25年分以後廃止。</p> <p>28-6 税務署長は、原則として確定申告期限から5年間、その入力内容の確認のために当該書類を提出又は提示させることができ、これに応じなかった場合には、確定申告書の提出に当たって当該書類の提出又は提示をしたことにはならないので、添付省略とした第三者作成書類についても保存が必要となる（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令5③④）。</p> <p>※ 平成23年12月の税制改正により増額更正期間が3年から5年に延長されたことに伴い、保存期間も5年に延長された（平成23年国税庁告示第31号）。</p>
<p>29-1 平成25年分の確定申告において、予定納税基準額が147,000円である者に対して、平成26年分の予定納税は不要であるとした。</p>	<p>29-1 復興特別所得税が創設されたことに伴い、平成25年から平成49年までの年分の所得税の予定納税基準額及びその予定納税基準額に100分の2.1を乗じた金額の合計額が15万円以上である者は、予定納税に併せて、復興特別所得税を国に納付しなければならない（復興財確法16）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成25年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p>したがって、予定納税基準額 147,000 円に 100 分の 2.1 を乗じた金額の合計額は 150,087 円となり、予定納税が必要となる。</p> <p>※ 予定納税基準額が 146,900 円までは、予定納税は不要である。</p>